R8.10.30

実施方針に係る質問に対する回答書

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	5	第2章	1	(6) イ	事業方式	落札者が設立する特定建設工事共同企業体について、甲型・乙型の種別は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	5	第2章	1	(6)オ(a)①	本施設の設計・建設業務	「～建設工事用仮設道路工事を行う。」とありますが、事業者所掌は建設地内のみであるという理解でよろしいでしょうか。	本事業を行う上で必要となる建設用仮設道路工事については、建設地内のみでなく外も含め事業者所掌です。
3	5	第2章	1	(6)オ(a)⑧	民間事業者の業務範囲	⑧市販の事前予約システムを導入することとありますが、市販の製品では対応しきれない可能性があるため、市販に限らず、民間事業者が新たに開発した予約システムを活用することもお認めいただけますでしょうか。	「市販」の主旨は、設置・維持管理・更新等を踏まえたLCCの低減を図ることを目的とし、過剰な提案を避けるためです。本市が示した「事業者が導入する事前予約システムの概要（案）」を市販のもので満たせない場合や、自社で開発したシステムの方がLCCのメリットがある場合などはもとより、ごみ搬入者のスムーズな入場・受付・精算・退場までの提案でどうしても必要な場合は、趣旨を理解したうえで、民間事業者が開発したシステムの導入を認める方向で、詳細を入札公告時に示します。
4	5	第2章	1	(6)オ(a)⑧	事業の内容	「市販の事前予約システムを導入すること」とありますが、市販とは市場で広く販売されているシステムとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	5	第2章	1	(6)オ(a)⑧	土壌汚染対策工事	土壌汚染の区域指定解除について措置完了報告書を提出してからどのくらいの時期がかかるのか示して頂けないでしょうか。	完了報告書の提出から、区域解除の公示まで３週間程度を見込んでいます。
6	6	第2章	1	(6)オ(b)①	受付管理業務	「～、事前予約にかかる電話受付対応は本市が行う」とありますが、電話受付対応は貴市にて実施頂き、ネット受付対応は事業者にて行う所掌区分という理解でよろしいでしょうか。 またその場合、貴市と事業者間での予約内容の照合方法についてお考えやご希望はありますでしょうか。	所掌についてはお見込みのとおりです。また、電話受付による予約内容は、本市職員が予約者の代わりにシステムに直接入力することを想定しています。
7	6	第2章	1	(6)オ(b)⑤	売電契約	「売電契約は本市が行い、余剰電力の売電収入は本市に帰属する」とありますが、売電に係る費用（アンシラリーサービス料金､発電側課金）は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	売電に係る費用は、本市負担とします。
8	6	第2章	1	(6)オ(b)⑤	余熱利用管理業務	当ページの「余熱利用ポンプ室」と添付資料32における「余熱利用機械室」は同義という理解でよろしいでしょうか。	同義です。
9	7	第2章	1	(6)オ(b)⑥	搬出管理業務	「～、その業務における民間事業者の範囲及び、売却益の取扱いについては入札公告時に明示する予定である。」とある一方で、実施方針P23別紙1においては売却益が事業者所掌とされていますが、あくまで公告時に示される内容が正という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	7	第2章	1	(6)オ(b)⑧4)	来場者及び電話への対応	来場者及び電話への対応について、P8_(6)カ(l)の記載内容も踏まえ、所掌は以下の理解でよろしいでしょうか。 ●来場者や住民等からの電話対応　：　松山市様所掌 ●来場者の入館時対応　：　事業者所掌	お見込みのとおりです。なお、来場者及び電話対応は「別紙２リスク分担表」で示している住民対応リスクの区分に従って行うことになりますが、本市及び事業者の円滑な連携・協力を行うことで、施設利用者の満足度の向上を図ります。

11	7	第2章	1	(6)オ(b) ⑧4)	事業の内容	p8(k)、(l)において、見学者等への対応や来場者の電話受付は市様の所掌となっています。市様にて電話受付いただいた来場者が入館する際に、事業者が受付のみ実施すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	7	第2章	1	(6)オ(b) ⑧4)	事業の内容	「来場者が本施設へ入館する際には受付を行うこと。」とありますが、見学者は市様にて受付対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本施設への入館に際する受付は事業者の所掌とします。
13	7	第2章	1	(6)オ(b) ⑧5)	施設見学者対応	基本的には貴市が対応し、難しい場合には事業者が対応するとありますが、行政視察時、事業者は施設の案内のみを行うものと理解してよろしいでしょうか。	本市が対応できない状況の際に、原則、施設の案内のみを行うものとします。ただし、状況に応じて連携・協力を図るものとします。
14	8	第2章	1	(6)キ (b)	民間事業者の収入	運営業務に係る対価では物価変動による改定が定められておりますが、設計・建設業務に係る対価には定められておりません。建設工事においても同様に物価変動による改定が定められるものと理解してよろしいでしょうか。	建設工事に関する物価変動による改定は、入札公告時に公表する建設工事請負契約（案）に示します。
15	10	第3章	2	(2)キ	入札提案書類の受付	「～、入札参加者に対して個別にヒアリングを行う～」とありますが、ここでいう「ヒアリング」とは、プレゼンテーション、もしくは一問一答のどちらであるかご教示ください。	プレゼンテーション及び一問一答のどちらも含みます。
16	11	第3章	3	(1)イ	入札参加者の参加資格要件	「特別目的会社を設立する場合～本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。」とありますが、共同企業体となる場合、代表構成員のみが構成員となればよいと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	11	第3章	3	(2) ア	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	本施設の建築物の設計・建築を行う者の要件で「少なくとも主たる業務を行う１者が次の要件を全て満たすこと」とありますが、建築物の設計・建設を分離（設計と建築が同じでない）で行う場合、主たる業務である建築を施工する会社が設計はしないが、（a）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていれば満たすという考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	11,12	第3章	3	(2)	各業務を行う者の要件	本事業では、処理能力の大きな粗大ごみ処理施設を整備することが求められております。「粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」を求めるお考えはありますでしょうか。	求める考えはありません。
19	11,12	第3章	3	(2) ア	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「入札参加者のうち本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を行う1 者が次の要件を全て満たすこと。」とございますが、要件(e)の設定については、地元企業の本事業への参画を重要視する意図かと推察いたします。 つきましては、要件(e)のような地元企業参画を促す要件は、全国他自治体の可燃ごみ処理施設・粗大ごみ処理施設の整備運営事業同様に（1）入札参加者の構成等の中で求めるよう緩和いただけますでしょうか。	当該要件(e)について、現状通り、建築物の設計・建設を行う者の要件とします。
20	11,12	第3章	3	(2) ア	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「入札参加者のうち本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を行う1 者が次の要件を全て満たすこと。」とございますが、建築物の設計・建設を共同企業体で担う場合は、共同企業体の各構成員で補完しながらすべての要件を満たせばよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本業務を共同企業体で行う場合は、主たる業務を行う共同企業体を1者とします。 ただし、この場合は、以下のいずれかを満たすことが必要です。 ・少なくとも共同企業体の構成員の内１者が全ての要件を満たすこと ・少なくとも共同企業体の構成員の内１者が(a)～(d)及び(f)の要件を満たしたうえで、少なくとも構成員の内１者が(a)～(d)及び(e)の要件を全て満たすこと

21	12	第３章	3	（２）ア	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「（e）建設業法 第3 条第1 項の規定に基づく営業所（本店又は支店若しくは支店に準ずる営業所）を松山市内に有すること。」とありますが、建設業許可に於いて「従たる営業所」を松山市内に有していれば同要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	12	第３章	3	（２）ア	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	貴市競争入札参加有資格者名簿には松山市外の事業所（本店・支店・営業所）で登録している場合でも、建設業許可に於いて「従たる営業所」を松山市内に有していれば、同要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	12	第3章	3	(2) ア (e)	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	松山市内に本社、支店または支店に準ずる営業所を有することが求められていますが、これは松山市内にいずれかの拠点を置き、法人市民税の納付や貴市発注の公共工事受注実績の保有等、これまでに貴市の地域経済に貢献した企業の事業参画を促進するための要件と推察します。 ついては、ここで定める「松山市内に本社、支店または支店に準ずる営業所」とは、本実施方針公表日までに設立されたもののみを指すとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格審査申請書の受付期限は令和9年6月上旬を予定しています。本受付期限までに設立されている必要があります。
24	12	第3章	3	(2) ア (f)	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設の施工実績とありますが、元請の施工実績と理解してよろしいでしょうか。 また、共同企業体で元請として施工した場合に求められる出資比率をご教示願います。	施工実績においては元請けを要件とはしていません。 共同企業体における出資比率は要件としていません。 要件について変更がある場合には、入札公告時に入札説明書において示します。
25	12	第3章	3	(2)イ	入札参加者の参加資格要件	「プラント設備の設計・施工を行う者は、代表企業とし～」とありますが、粗大ごみ処理施設の設計・建設を担当する企業と代表企業が乙型JVを組成し参加してもよろしいでしょうか。	参加可能です。
26	12	第3章	3	(2)イ	入札参加者の参加資格要件	(d)、(e)で求められる施設は、同一施設と理解してよろしいでしょうか。	(d)、(e)を同一施設で満たす必要はありません。
27	12	第3章	3	(2)イ	入札参加者の参加資格要件	(d)平成21年度以降に工事着手した施設とありますが、工事着手とは契約と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	12	第3章	3	(2)ウ	入札参加者の参加資格要件	(a)平成21年度以降に工事着手した施設とありますが、工事着手とは契約と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	12	第3章	3	(2)ウ	入札参加者の参加資格要件	(a)、(b)で求められる施設は、同一施設と理解してよろしいでしょうか。	(a)、(b)を同一施設で満たす必要はありません。
30	12	第3章	3	(2)ウ	入札参加者の参加資格要件	(a)、(b)で求められる受託実績は、最大出資者として設立したSPCから受託した実績も認められると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	12	第3章	3	(2)	各業務を行う者の要件	監理技術者は設計製作期間と工事期間での交代は可能という理解でよろしいでしょうか。	監理技術者の交代は、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等の考え方に基づき、市が合意した場合に認めます。
32	12	第3章	3	(2)	各業務を行う者の要件	監理技術者の配置について、構成企業の中から土建工事、プラント工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。監理技術者は、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等に基づき適切に配置してください。
33	12	第3章	3	(2)	各業務を行う者の要件	共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事着手時（準備工事を含む）からの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。監理技術者は、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）等に基づき適切に配置してください。

34	12	第3章	3	(2)	各業務を行う者の要件	地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設の施工実績とありますが、ごみ焼却施設の施工実績という理解でよろしいでしょうか。	可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設のいずれかあるいは両方の施工実績を示します。
35	12,13	第4章	3	（２）ウ	本施設の運営を行う者の要件	「(c)松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成７年３月１７日 条例第8号）第25条の２に定める技術管理者の要件を満たし、・・・」とあります。当該条例と、当該条例が示す省令である 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35条）により、一般財団法人日本環境衛生センターが行う廃棄物処理施設技術管理者講習の能力認定試験に合格し、「（各廃棄物処理施設）技術管理士」の認定証を有している者であれば要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	14	第3章	4	(3)	提案書評価の視点	「総事業費（LCC）の低減を図ることを強く求める」との記載がありますが、建設費も含めた供用期間中の総事業費（LCC）が、価格評価だけでなく、提案書評価の対象にもなる、との理解でよろしいでしょうか。	総事業費（LCC）の低減を図る提案内容について、ヒアリングにより評価を行うことを検討しています。詳細については入札公告時に示します。
37	14	第3章	4	(3)	提案書評価の視点	「一般廃棄物処理事業債の制約を考慮」とのことですが、これは年間余剰電力量（年間総発電量から本施設での自家消費および自営線での中央公園等への電力供給量を控除した電力量）が、年間総発電量の50%未満とすることが必須との理解でよろしいでしょうか。 また、太陽光発電による発電量も考慮する必要はありますでしょうか。 また、太陽光発電による発電量および自家消費分も考慮する必要はありますでしょうか。その場合、発電能力50ｋW程度は過剰となる可能性がありますが、50ｋWは必須との理解でよろしいでしょうか。	一般廃棄物処理事業債の制約を考慮する点（以下2点参照）、及び太陽光発電能力については、お見込みのとおりです。 なお、「発電量の最適化」に係る提案については、天候等により左右され不確実である太陽光発電の発電量は、提案の発電量に見込まないこととします。 ・年間余剰電力量が年間総発電量の50%以下とすること ・太陽光発電の発電量及び自家消費分も考慮する必要あり
38	15	第3章	4	(3)	提案書評価の視点	「中央公園等への安定した電力供給を踏まえた発電量の最適化」を期待するとのことですが、これは【評価の視点】の評価項目2で評価される、との理解でよろしいでしょうか。	評価項目2及び4に該当します。詳細については入札公告時に示します。
39	15	第3章	4	(3)	提案書評価の視点	「高圧受電による逆潮流や一般廃棄物処理事業債の制約」により、売電量には一定の制限がかかるため、評価項目２において設定されている「エネルギー回収の最適化」では、過剰な発電を抑制し、LCCの低減を考慮した必要最小限の発電が求められていると解釈します。 一方で、評価項目４では「電力の安定供給」が設定されています。 例えば、評価項目４に基づき、1炉運転時に中央公園等への送電に過剰な余裕を確保すると、2炉運転時には送電制限がかかり、発生した蒸気を捨てることになるため、評価項目２の「最適化」に反することになりかねません。 1炉運転時の中央公園等への必要送電量に対して余裕を持った発電を重視するのか、2炉運転時の発生蒸気を無駄なく使用することを重視するのか、どちらでしょうか。	詳細については入札公告時に示します。 なお、現時点での本市の意向は以下のとおりです。 評価項目２「エネルギー回収の最適化」は、逆潮流2,000kW未満を厳守、売電量の割合を発電量の50%以下に抑える条件において、LCCの低減を踏まえた操炉計画によるエネルギー回収や自営線による送電等の提案を求める予定です。 また、評価項目４「電力の安定供給」は、自営線で供給する送電量ではなく、安定した電力供給できるシステムの構築について評価することを検討しています。 よって、2炉運転時の発生蒸気を無駄なく使用することも重視したいと考えています。
40	15	第3章	5	イ	特別目的会社の設立	本店所在地を本施設内に設置する場合、無償で貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	16	第4章	2	別紙2 注２	物価変動	「～、一定程度までの変動は民間事業者の負担であり、」とありますが、ここでいう「一定程度」について具体数値をご教示ください。	入札公告時に公表する契約書（案）に示します。
42	16	第4章	2	別紙2 注3	不可抗力	「～、一定程度までは民間事業者が負担し、」とありますが、ここでいう「一定程度」について具体数値をご教示ください。	入札公告時に公表する契約書（案）に示します。
43	21	第９章	3	(2)	実施方針等に関する質問への回答	実施方針等に関する質問への回答について、入札公告時においても有効という理解でよろしいでしょうか。	実施方針等は、現時点のものであり、入札公告時に公表する入札説明書及び要求水準書等で正式にお示しします。 なお、「実施方針」と「要求水準書（案）」に対する質問・意見に対する回答は、原則、入札説明書及び要求水準書へ引き継ぐ予定です。

44	24	別紙2			不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等は「一定程度までは民間事業者が負担」とありますが、「一定程度」の具体的な基準と、その基準がいつまでに明示される予定かをご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に公表する契約書（案）に示します。
45	25	別紙2	リスク分担表	注2	物価変動リスク	「リスク分担表」注2に「物価変動については、一定程度までの変動は民間事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する」とありますが、当該「一定程度」の判断基準、適用する物価指数、基準時点、改定頻度及び改定対象費目は、入札公告時の契約関係書類に明記されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	25	別紙2			工事費増大リスク	建設費増大リスクにおいて、「本市の指示や提示条件の不備による工事費の増大以外の要因による工事費の増大」は民間事業者が主分担となっておりますが、運営費増大リスク同様に、「不可抗力、物価変動による場合」は貴市の主分担として扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力又は物価変動による場合の工事費の増大は、不可抗力リスク、物価変動リスクをご確認ください。なお、運営費に関しても、不可抗力又は物価変動による場合の運営費の増大は、不可抗力リスク、物価変動リスクに基づきます。
47	25	別紙2	リスク分担表	注3	不可抗力リスク	「リスク分担表」注3に「不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは民間事業者が負担し、それ以上は本市が負担する」とありますが、当該「一定程度」の判断基準及び負担割合は、入札公告時の契約関係書類に明記されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

R8.10.30

実施方針に係る意見に対する回答書

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	5、7	第2章	1	（6）オ （6）カ	土壌汚染対策工事 残置物解体撤去工事	土壌汚染対策工事、残置物解体撤去工事（残置杭）について松山市で一部実施とあります。一部の対策工事を実施後、その範囲について土壌汚染区域の指定解除の流れになると思いますが、その後、未対策範囲について受注者側で対応した場合に区域解除に至る審査期間が再度必要となり、全体工期を圧迫することが予想されるため、一部ではなく全てを貴市で対応して頂けないでしょうか。	土壌汚染対策については地下水に触れる程度の汚染深度（２区画）、また、既存杭の撤去については杭頭が地下水面以下にあるもの（約250本）、それぞれの撤去について、市で実施できるかどうか検討中のため、2026年11月頃に方針を示したいと考えています。
2	7	第２章	1	（６）オ	民間事業者の業務範囲	破砕鉄及び破砕アルミの運搬、資源化を行うこととしており、その業務における民間事業者の範囲及び、売却益の取扱いについては入札公告時に明示する予定である、とのことですが、民間事業者の所掌とする場合、２０年間にわたり鉄、アルミの市場変動及び価格変動リスクに晒されるため、破砕鉄及び破砕アルミの運搬、資源化業務は市様所掌としていただきたく、ご検討をお願いいたします。	入札公告時にお示ししますが、所掌を民間事業者にする場合は、精算等により売却に係る変動リスクがかからない方法を検討します。
3	9	第3章	2	(1)	民間事業者の募集・選定スケジュール	入札公告から入札提案書類の受付まで約5か月となっており、より良いご提案を行うため期間の延長を希望いたします。	ご意見として承ります。
4	11～12	第3章	3	(2)ア	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	松山市内に本社本店を構えている会社で、清掃工場の施工実績を有している会社はほとんど存在しないと考えます。 市内に本社本店を構える会社がより主体的に事業に参加しやすくなるような要件設定をお願いいたします。	施工実績のない市内に本社本店を構える会社はJVの一員として事業に参加できるものと考えています。 詳細は「実施方針に係る質問に対する回答書」の質問No.20の回答を参照ください。
5	11～12	第3章	3	(2)ア	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	「入札参加者のうち本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を行う1 者が次の要件を全て満たすこと。」とあります。 地域経済の活性化の観点からこのような要件を設けられていると推察しますが、要件（e）を満たしていないが地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設の施工実績を有する建設会社と、要件（e）を満たしているが地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設の施工実績が無い地元建設会社の組み合わせでは工事に参加できない要件となっています。 また、地元建設会社は自社のみで入札に参加することは出来ず、（a）～（f）の条件を全て満たす企業と連携しなくては参加できない状況です。 つきましては、広く地元企業の参画を促すためにも要件を緩和または再考頂けないでしょうか。	施工実績のない地元建設会社はJVの一員として事業に参加できるものと考えています。 詳細は「実施方針に係る質問に対する回答書」の質問No.20の回答を参照ください。
6	11～12	第3章	3	(2)ア	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件の中に、「（e）建設業法第3条第1項の規定に基づく営業所（本店又は支店若しくは支店に準ずる営業所）を松山市内に有すること。」とございます。 松山市に拠点を有する地元企業様の活用を促進する意図から本要件を設定されているかと認識しておりますが、実施方針本文からは本要件を含めた（a）～（f）全ての要件を1者が満たす必要があると読み取れます。 本事業においては、一般廃棄物処理施設の施工実績を有する企業と地元企業様との連携による事業推進が重要と考えます。 要件（e）について、JV構成員内に貴市内に本社本店を有する企業様が含まれる場合は要件を満足するものとして取り扱うことをご検討いただけないでしょうか。 これにより、地域経済への貢献を図りつつ、より多くの事業者の参入による競争性及び事業品質の向上が期待できるものと考えます。	JVを組む場合に求める要件については、「実施方針に係る質問に対する回答書」の質問No.20の回答を参照ください。

7	15	第3章	5	ア	特別目的会社の設立	「事業契約の仮契約締結までに、特別目的会社を設立すること。」とありますが、通常特別目的会社の設立には2か月程度必要です。落札者決定が令和9年12月上旬となっておりますので仮契約締結を令和10年2月上旬以降として頂きたく、何卒宜しくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。なお、具体的な日程については、落札者と協議調整し決定します。
8	24	別紙2			第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害は民間事業者負担となっていますが、不可抗力や民間事業者の責めに帰すことのできない場合は、その負担について協議いただけませんでしょうか。	ご意見として承ります。なお、詳細は、入札公告時に公表する契約書（案）に示します。
9	24	別紙2			物価変動リスク	施設の供用開始前後のインフレ・デフレについては「一定程度までの変動は民間事業者の負担」とありますが、「一定程度」の具体的な基準と、その基準がいつまでに明示される予定かをご教示いただけますでしょうか。また、世界情勢の変動等の不可避な外部要因（不可抗力）により、資材価格または労務費の変動が生じる可能性もあるため、負担については別途協議としていただけますでしょうか。	物価変動リスクの考え方は、基本的に松山市工事請負契約約款に基づきます。詳細は、入札公告時に公表する契約書（案）に示します。 また、実際に物価変動により請負代金額を変更する場合は、受発注者と協議を行います。
10	24	別紙2			工事着工遅延	本市の指示や提示条件の不備によるもの以外は民間事業者負担とありますが、不可抗力や民間事業者の責めに帰すことのできない場合は、その負担について協議いただけませんでしょうか。	工事遅延が発生した場合は、その原因や帰責事由の確認及びリスク負担を決定するための協議を行います。
11	24	別紙2	共通	－	事故・施設破損の発生リスク	設計・建設、運営において発生する事故が民間事業者リスクとなっております。民間事業者の責によるものは民間事業者リスクで差し支えございませんが、不可抗力等の民間事業者が対応できる範囲を超える事故に関しては、貴市のリスク分担とさせて頂きたくお願いいたします。	不可抗力によるリスク分担は、「不可抗力リスク」に示す通りです。
12	25	別紙2			工事遅延リスク	本市の指示や提示条件の不備によるもの以外は民間事業者負担とありますが、不可抗力や民間事業者の責めに帰すことのできない場合は、その負担について協議いただけませんでしょうか。	回答10をご参照ください。

R8.10.30

要求水準書に係る質問に対する回答書（1）

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	6	第1部	第3章 第2節	1(2)	民間事業者の事業範囲	本工事で実施する自営線設置工事は敷地境界までの埋設配管（空配管）の敷設という理解でよろしいでしょうか。	中央公園側までの埋設配管、自営線及び切替盤の設置等、自営線による電力供給に必要な設備を全て含みます。
2	6	第1部	第3章 第2節	1(8)	事前予約システム	「市販の事前予約システムを導入すること」とありますが、想定されている具体的な製品・サービス、および「市販」と記載された意図がございましたら、ご教示ください。 また、貴市が対応する電話予約について、取得する情報の内容および当該予約情報を事業者の予約・計量システムへ連携する方法について、現時点で想定されている内容をご教示ください。	「市販」の主旨は、設置・維持管理・更新等を踏まえたLCCの低減を図ることを目的とし、過剰な提案を避けるためです。本市が示した「事業者が導入する事前予約システムの概要（案）」を市販のもので満たせない場合や、自社で開発したシステムの方がLCCのメリットがある場合などはもとより、ごみ搬入者のスムーズな入場・受付・精算・退場までの提案でどうしても必要な場合は、趣旨を理解したうえで、民間事業者が開発したシステムの導入を認める方向で、詳細を入札公告時に示します。 また、また、電話受付による予約内容は、本市職員が予約者の代わりにシステムに直接入力することを想定しています。
3	7	第1部	第3章 第2節	2（5）	余熱利用管理業務	「売電契約は本市が行い、余剰電力の売電収入は本市に帰属する。」とありますが、発電側課金についても貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	第1部	第3章 第2節	2(5)	余熱利用管理業務	「買電電力にかかる料金」とは、電気使用量分だけでなく、基本料金も案分されるものと理解してよろしいでしょうか。	中央公園側の基本料金は、全て事業者負担とします。詳細は、「追加添付資料6」を参照ください。
5	8	第1部	第3章 第2節	2（8）エ	来場者及び電話への対応	「来場者が本施設へ入館する際には受付を行うこと」とあります。見学の予約受付および対応は貴市で実施されるものと理解しておりますが、見学者が入館される際の受付は事業者が行うとの理解でしょうか。また、貴市職員様宛の来場者の受付も事業者が行うとの理解でしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、本市職員宛ての来場者（市職員・物品納品業者等）の対応については、入札公告時に方針を示します。
6	8	第1部	第3章 第2節	2(8)オ	施設見学者対応	運営事業者側で対応が必要となる頻度について、想定される回数はございますでしょうか。（例.〇回/年程度など）	供用開始してから数年は行政視察が多いと考えられ、視察の目的によっては事業者へ協力を依頼します。その回数については、入札公告時に示します。
7	8	第1部	第3章 第2節	3(1) セ	本市が行う 業務範囲	貴市業務範囲の「工事期間中における搬入車両による渋滞対策」は道路拡幅工事を貴市が実施することと理解してよろしいでしょうか。異なる場合、具体的な内容をご教示ください。	異なります。「搬入車両による渋滞対策」とは、現施設の運用に際しての「一般市民によるごみ搬入車両による現プラットホーム手前（東側）の渋滞対策」を指します。添付資料14の道路拡幅（黄色）は本市の業務、坂路整備（青色）は民間事業者の業務範囲となります。また、本市の所掌範囲である「搬入車両による渋滞対策」として、簡易的な事前予約システムの導入を検討中です。なお、システムを導入した場合、新施設への流用は考えていません。
8	8	第1部	第３章 第２節	3	本市が行う業務範囲	建築基準法上の工事監理者（工事監理業務）は、貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	9	第1部	第３章 第３節	１（２）	事業予定地	事業予定地の敷地境界線が確認できる資料（図面など）をご提示願います。	「添付資料9　敷地境界及び河川区域.DWG」の「P-隣地境界（北）」レイヤ等を参照ください。 なお、同図面で示された隣地境界線が敷地境界線にあたります。

10	9	第1部	第3章 第3節	2（1）	地形・地質	「地質の詳細は地質調査結果を参照のこと。（添付資料8） 」とありますが、地質調査結果と現地状況に著しい差異がある場合は、工期及び費用に関して、別途協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	9	第1部	第3章 第3節	3(7)	工場立地法	「緑地：敷地面積の10%」とありますが、ここでいう敷地は現南クリーンセンターの敷地を含めた隣地境界線に囲まれた敷地のことを指している理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	9	第1部	第3章 第3節	3(8)	河川保全区域	「河川保全区域　指定あり」とありますが、貴市にて行われる粗造成工事及び本建設工事に関わる河川法の許可申請は貴市にて行われる認識でよろしいでしょうか。	本市が行う粗造成工事に関する許可申請は本市にて行いますが、本建設工事に関わる許可申請は民間事業者にて実施願います。
13	9	第1部	第３章 第３節	３（８）	河川保全区域	河川保全区域に関して、河川管理者との事前協議内容がありましたらご開示願います。なお、「河川保全区域における行為の制限」に関する通達第3項に係る杭基礎の取扱い等についても、ご教示願います。	河川管理者との事前協議では、既存施設と同程度の建築物・基礎の計画概要については同意をいただいていますが、杭基礎および仮設工などは、具体的な設計ができてから民間事業者による協議および許可申請が必要となります。
14	10	第1部	第3章 第3節	4	搬入搬出道路等	「仮設道路等については、～解体事業者に適切に引き継ぐこと。～直ちに現状復旧する必要はない。」とあります。 ① 仮設看板、照明その他安全施設は、別途解体業者に譲渡すると考えて宜しいでしょうか。 ② 仮囲いは残置とし、別途解体業者に譲渡すると考えて宜しいでしょうか。 ③ 仮設道路の現状復旧は、本工事所掌外と考えて宜しいでしょうか。	①②撤去や再設置が困難であるもの（敷鉄板・電源設備・仮囲い・照明等）は、譲渡またはリース契約の引継ぎを前提に考えていますので、明確な記載に変更します。 ③現状復旧は、基本的には本工事の所掌外としますが、大規模な掘削や構造物設置などには管理者との事前協議が必要となります。
15	10	第1部	第3章 第3節	4	搬入出道路等	「大型車両の通行の可否を確認し、 改良が必要であれば、道路管理者と協議して事業者が実施すること。」とありますが、P213第5章第1節1(2)(ア)において「工事車両の出入口(借用地予定地南東部)設置工事は令和9年度に市が実施する予定である」とあるため、事業者が必要により改良する箇所は、添付資料13「仮設道路計画図」の写真①②を除く赤点線丸部分と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお写真①②に加えて、⑤についても令和９年度に本市の工事として、一般的な大型車両が通行できる構造になる見込みです。
16	10	第2部	第3章 第3節	4	搬入搬出道路等	「本事業で設置した仮設道路等については、現南クリーンセンター解体工事で使用しますので、」とありますが、工事用で設置した仮設搬入路（敷き鉄板・仮設ゲート・規制帯・仮囲い等一式）は、工事完了後(竣工後)に、その後の解体工事期間中のリース費用、解体撤去・返却運搬費用、リース材の損料等も、解体業者側で見込むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 撤去や再設置が困難であるもの（敷鉄板・電源設備・仮囲い・照明・仮設ゲート等一式）は、譲渡またはリース契約の引継ぎを前提に考えていますので明確な記載に変更します。ただし、段取りが容易なリース品は除く想定です。
17	10	第1部	第3章 第3節	4	添付資料14	添付資料14の新施設エリアと旧施設エリアの境界付近において車両軌跡とともに車両が通行できるスペースが記載されていますが、添付資料5の盛り土範囲と一部重なっていると思われます。 添付資料5の盛り土範囲は添付資料14に合わせて見直しされる予定でしょうか。	お見込みの通りです。現在、造成設計を実施していますので、既存施設の運用に影響しない添付資料14に近い計画となる見込みです。
18	12	第1部	第4章 第1節	２（１３）	ZEB	基本方針に「脱炭素の推進」が掲げられている一方、要求水準書には、ZEB評価対象外となる諸室等への過剰な設備・仕様等の提案は求めないと記載されています。 「ZEB Orientedの認証を取得すること」と記載がありますので、Nearly ZEB以上は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、基本方針で掲げている「脱炭素の推進」とは、「ZEB Oriented」の認証を取得することを目標とします。
19	16	第1部	第４章 第１節	3-3	搬入日時	「発生頻度はまれであるが、構成市町等の搬入車両が上記搬入時間を超過し来場した場合の受け入れ対応も行うこと。」と記載がありますが、1年あたりの現南クリーンセンターにおける搬入可能時間を超過した日数の実績をご教示いただけますでしょうか。	本市の委託・直営及び他市町の車両に限ると、令和7年度実績では、12/29（委託車両2台で最終17：01）と12/31（16台で最終15：21）の2日間が該当します。一般車両は事前予約性の導入により営業時間を超えての入場はないものと考えています。（※営業終了時に並んでいる車両の入場はあります。）

20	17	第1部	第4章 第1節	5	建築工事	工場棟以外の建築物(分別棟、屋外ヤード、車庫棟、洗車場等)について、工場棟と別棟とする場合は、これらの建築物を合棟にて整備する計画もお認めいただけないでしょうか。	可とします。
21	17	第1部	第４章 第１節	5(3)	管理棟	工場棟との合棟が求められておりますが、機能性、維持管理性及び経済性を考慮した事業者提案として、別棟配置とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
22	17	第1部	第4章 第1節	5（3）	管理棟	「管理棟には添付資料23を参考として必要となる諸室を計画すること」とありますが、添付資料23における災害用備蓄倉庫の内容として「防災用備蓄品（3日間、100名程度）」とあります。一方でP226（第2部第5章第2節1-5イ）には「避難者については160名程度で3日程度の滞在を想定すること」とあります。どちらが正でしょうか。	160名を正としてください。
23	17	第1部	第4章 第1節	5(5)	車庫棟	車庫棟に駐車する公用車は普通車という理解でよろしいでしょうか。	普通車2台と4t車1台です。
24	18	第1部	第4章 第１節	5（6）	駐車場、駐輪場	運営事業者職員用の駐車場について、現南クリーンセンター解体撤去後の跡地を利用する場合、解体撤去工事及び外構工事が完了するまでの間は、隣接する市有地の駐車場を賃借する必要があると考えております。 当該駐車場の賃借料について、ご教示願います。	賃借料は不要と考えていますが、何台程度必要かは解体事業者と調整する必要があるため、要求水準書に追記するようにします。
25	18	第1部	第4章 第１節	5（6）	駐車場、駐輪場	本施設建設エリア内及び現南クリーンセンター跡地内に設置する事業者用駐車場については、運営期間中、無償で貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	19	第1部	第４章 第１節	６（１）	本施設への出入口	「ランプウェイなどの取付けについては道路管理者と協議を行うこと」と記載されていますが、当該協議の結果、既に貴市にて施工済みである市道延伸工事の内容変更が必要となった場合、その変更工事に係る費用は事業者負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	19	第1部	第4章 第１節	６（２）	敷地内道路の配置	「本施設出口から西側市道は2車線通行とし、職員、見学者等の一般車両とごみ搬入車との動線を分離すること」とありますが、2車線一方通行で、片側車線が一般車両、もう一方がごみ搬入車との理解でよろしいでしょうか。また、渋滞で待車発生している場合は、メンテナンス車や薬品搬入車は一般車両側を通行できるとの理解でよろしいでしょうか。	前者、後者ともお見込みのとおりです。
28	19	第1部	第4章 第１節	６（２）	敷地内道路の配置	「本施設出口から西側市道は 2 車線通行とし、職員、見学者等の一般車両とごみ搬入車との動線を分離すること。」とありますが、一般車両等の交差がなく、効率的な通行方法であれば、対面通行としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
29	19	第1部	第4章 第1節	6(2)	敷地内道路の配置	「本施設出口から西側市道は2車線通行とし、職員、見学者等の一般車両とごみ搬入車との動線を分離すること。」とありますが、東側の市道で職員、見学者等の一般車両の動線をごみ搬入車両の動線から分離して駐車場へ導く場合は西側市道を2車線通行ではなく対面通行としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
30	19	第1部	第4章 第１節	６（５）	動線計画	「計量機を通過しないで工場棟等へ出入りできる動線を確保すること」とありますが、収集車専用の計量機を設置する場合、入口側は全車両計量が必要ですので、1車線でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

31	20	第1部	第4章 第2節	1（2）	計画ごみ量	「可燃ごみ処理施設について、小動物の死骸処理を行うこと。なお、小動物は計画処理量に含めている。過去の動物死骸処理量は、添付資料 26を参照のこと。」とありますが、搬入される小動物の最大寸法をご教示願います。	基本的には、焼却処理できるサイズ・重量の動物を受入処理してください。 段ボール箱（3辺合計200㎝程度）に入る程度の犬、猫等の死骸を想定しています。
32	20	第1部	第4章 第2節	1(2) ※1	計画ごみ量	「小動物の死骸処理を行うこと」とありますが、小動物の受入荷姿、実績上の最大寸法・重量、年間又は月間の想定数量をご教示ください。	荷姿、寸法は回答31をご参照ください。 重量は90kg以下、数量は月間11匹、年間130匹程度となります。※添付資料26参照
33	20	第1部	第4章 第2節	1(3)	計画ごみ質	「灰分は、現南クリーンセンターにおけるごみ質調査結果に基づいて設定しており、新南クリーンセンターにおいて実際に発生する灰の割合とは異なる可能性があることに留意すること」とありますが、現南クリーンセンターの現況のより正確な把握のため、以下をご提示いただくことは可能でしょうか。 ・乾式排ガス処理および灰処理の薬剤使用（購入）量 ・焼却灰、飛灰処理物、資源化焼却灰の含水率	薬剤使用量、含水率については、以下のとおりです。 【乾式排ガス処理および灰処理の薬剤使用【購入量】 ●高反応消石灰（kg） R4：257390,R5：279170,R6：260910,R7：235250 ●キレート（kg） R4：45010,R5：48000,R6：51000,R7：48000 【含水率】 ・焼却灰:18.5% ・飛灰処理物：23.8% ・資源化焼却灰の含水率：焼却灰と同様
34	22	第1部	第4章 第2節	1−1 (6)	薬品及び消耗品関係の貯留日数	「７日分以上（地震その他の災害発生時において、１週間程度は運転継続が可能となる計画とすること。） 」とありますが、1炉定格（基準ごみ）運転で1週間程度の運転継続が可能となるよう計画すればよろしいでしょうか。	2炉定格運転時の7日分として下さい。
35	23	第1部	第4章 第2節	1-1 (7)	松山中央公園への供給電力	松山中央公園の供給先契約電力について「将来的に施設内照明のLED化を予定（一部LED化済）」とあります。 添付資料31_15に示される【設定条件】中央公園等の電気使用量は、既実施分のLED化による低減効果を反映した実績値との理解でよろしいでしょうか。 また、今後予定されているLED化について、実施時期、対象範囲および電力需要への影響見込み（各時間帯における電気使用量[KWh]、年間使用電力量［MWh/年］ならびに最大需要電力［kW］、またはこれらに相当する資料）があればご教示ください。 本事業では、逆潮流を2,000kW未満とすることが条件とされているため、LED化後の松山中央公園の需要変動は、発電設備容量および運転計画の検討条件に影響すると考えます。 LED化後の想定需要に関する資料・数値が提示されない場合、添付資料31_15の【設定条件】中央公園等の電気使用量を計画条件として採用するものと考えてよろしいでしょうか。	添付資料31_15に示される【設定条件】中央公園等の電気使用量は、既実施分のLED化による低減効果を反映しています。 中央公園のLED化工事は、令和10年度から令和11年度にかけて実施する予定です。施設全体の消費電力の削減量は200～300kW程度を想定していますが、使用時間や使用状況等によって、実際の削減量が大きく変動するため、現時点では、予測が困難です。 このため、LED化による消費電力の低減効果は考慮せず、添付資料31_15の数値を採用してください。
36	28	第1部	第4章 第2節	2（2）	計画ごみ量	計画処理量 9,076t/年に小型家電及び処理不適物、可燃性粗大ごみも含まれているという理解でよろしいでしょうか。	小型家電及び処理不適物は、破砕処理する可燃性粗大ごみは計画処理量に含みます。 可燃性粗大ごみは、可燃ごみ処理施設の可燃性粗大ごみ処理機で処理する想定のため、粗大ごみ処理施設の計画処理量には含んでいません。

37	28	第1部	第4章 第1節	2（3）ア	計画ごみ質	可燃性粗大ごみ及び不燃性粗大ごみの構成比について、それぞれ2%、98%との記載がありますが、これは施設の公称能力48t/5hに対する処理能力の割合を示すものと解釈してよろしいでしょうか。 その場合、各処理能力は以下のとおりと考えてよろしいでしょうか。 ・可燃性粗大ごみ： 48t/5h × 2% ＝ 0.96t/5h ・不燃性粗大ごみ： 48t/5h × 98% ＝ 47.04t/5h	可燃性粗大ごみは、可燃ごみ処理施設の可燃性粗大ごみ処理機で処理するものと、粗大ごみ処理施設の破砕処理機で処理するものがあり、2%と記載している量は、両方合わせたものとなります。 よって、公称能力48t/5hは可燃性粗大ごみ（一部）及び不燃性粗大ごみ（善良）を破砕処理する処理能力を示しています。 （考え方のイメージ） 粗大ごみ全体×99.3%＝48t/5h
38	28	第1章	第4節	2(3)ア	計画ごみ質	粗大ごみの内、可燃粗大ごみと不燃粗大ごみの割合は、2：98とありますが、可燃粗大ごみ切断機（前処理設備）で処理するものは、2%分の粗大ごみと考えてよろしいでしょうか。	考え方としては、お見込みのとおりです。なお、実際の処理量は各施設の計画処理量を参照ください。 また、可燃性粗大ごみの構成比を0.7%、不燃性粗大ごみの構成比を99.3%に訂正いたします。（現南クリーセンターの搬入実績に基づき設定）
39	29	第1部	第4章 第2節	2-2	選別性能基準	破砕残渣の純度、回収率は残渣のどの成分に対する数値かご教示願います。	破砕残渣から破砕鉄、破砕アルミを除いた成分に対する数値です。（湿りベース）
40	33	第2部	第1章 第1節	1-3 (1)(2)	法定資格者の配置	管理技術者が照査技術者の業務を兼務してもよろしいでしょうか。	兼務は不可とします。
41	33	第2部	第1章 第1節	1-3 (1)(2)	法定資格者の配置	管理技術者及び照査技術者は現地工事期間中、現場に非常駐と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	33	第2部	第1章 第1節	１－３ （３）	法定資格者の配置	「運営事業者は、工事開始前に必要となる下記の資格者を配置すること。」とありますが、工事開始前は運営事業者ではなく、建設事業者にて有資格者を配置することをお認めいただけないでしょうか。	可とします。
43	34	第2部	第１章 第１節	1-６	許認可	許認可協議の結果はコストにも影響があるため、事前に諸官庁（建築指導課や消防等）との協議を行うことは可能という理解でよろしいでしょうか。	可とします。
44	38	第2部	第1章 第1節	5(2)	作業環境	「平成 26 年１月 10 日付厚生労働省の「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の２）を考慮し、作業環境（通常の業務において作業者が立ち入る場所）のダイオキシン類濃度が2.5pg-TEQ／m３N以下となるように施設側で対応できるものはその措置を講じること。」とありますが、参照元よりダイオキシン類濃度の単位は「ｐｇ-TEQ/m3」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	39	第2部	第1章 第2節	1(2)	用水	「井水の取水制限はない。既設のポンプ能力より大型化（揚水量が増加）する場合は、揚水試験等を行うこと。」とありますが、既設井戸（口径、深さ、揚水可能量等）及び井戸ポンプ（接続配管口径、揚水量、揚程、電気容量等）の仕様をご提示いただけますでしょうか。	井戸（井戸径300㎜、ケーシング150㎜、深さ約50m、揚水可能量は入札公告時にて示します） 井戸ポンプ（揚水管口径50㎜、揚水量0.12m3/min・67.6m-0.37m3/min・35.1m）
46	40	第2部	第1章 第3節	1（1）ウ	工事開始時の提出図書	「建設工事請負契約書に記載された各種届出やその他必要な書類」とありますが、入札公告時に建設工事請負契約書がご提示いただけるものと理解してよろしいでしょうか。また「その他必要な書類」について、想定されている書類がありましたらご教示ください。	前者については、お見込みのとおりです。 後者については、工程表、コリンズ登録内容確認書、組織図等を想定しています。

47	40	第2部	第1章 第3節	1（5）	建設工事の着手時期	「本市が実施する粗造成工事のスケジュールを踏まえ建設工事に着手するものとする。」とありますが、粗造成工事のスケジュールが遅延した場合は本事業の工程も調整されるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	40,44	第2部	第1章 第3節	2	作業日及び作業時間	P40 2作業日及び作業時間において、作業時間は〔原則として午前8時から午後5時まで〕とありますが、p44 8工事施工条件 工表においては、作業の禁止時間が午後7時から翌日午前7時と記載があります。後者を正とする理解でよろしいでしょうか。	P40は建設工事の作業時間を示す。P44は建設工事の作業の禁止時間を示す。
49	41	第2部	第1章 第3節	5	別途工事との調整	貴市の工程では、土壌汚染対策工事の完了後に既存杭撤去工事が予定されています。形質変更時要届出区域内に既存杭が存在する場合、貴市による土壌汚染対策工事後の既存杭撤去に伴い、汚染土壌の再処理が必要となる可能性はありますか。また、必要となる場合は、貴市工事として対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染対策については、対策完了後に「区域解除」を行う想定ですので、汚染土壌の再処理は不要と考えます。
50	41	第2部	第1章 第3節	5	別途工事との調整	事業契約締結後も、貴市による粗造成工事及び既存杭撤去工事が継続する工程となっています。これらの工事が完了する前に、貴市と調整の上、施工可能な範囲から建設事業者による土壌汚染対策工事その他の現地工事に着手することは可能でしょうか。	調整の上であれば可能です。
51	41	第2部	第1章 第3節	5	別途工事との調整	2026年11月から実施予定されている、土壌汚染対策工事範囲を参考までにご提示いただけますでしょうか。	現在、土壌汚染対策計画を策定中のため、入札公告時い示します。
52	41	第2部	第1章 第3節	5	別途工事との調整	貴市で実施される予定の既存杭撤去範囲を参考までにご提示いただけますでしょうか。	現在、杭等の撤去方針を検討中のため、入札公告時に示します。
53	41	第2部	第1章 第3節	5(1)	別途工事との調整	既存杭撤去工事の完了予定が令和10年12月末となっていますが、事業予定地内の事業者の工事着工は令和11年1月という理解でよろしいでしょうか。	本市と調整の上、施工可能な範囲から建設事業者が現地工事に着手することは可能です。 なお現在、杭等の撤去方針を検討中のため、入札公告時に示します。
54	41	第2部	第1章 第3節	5(1)	別途工事との調整	別途工事「既存杭撤去工事（令和9年11月～令和10年12月末）」とありますが、その後、建設事業者側で残りの汚染土壌の対策工事を含む工事を着工するものという理解でよろしいでしょうか。	本市と調整の上、それ以前から、施工可能な範囲を建設事業者が現地工事に着手することは可能です。 なお現在、杭等の撤去方針を検討中のため、入札公告時に示します。
55	41	第２部	第１章 第３節	５（１）	別途工事との調整	貴市発注の別途工事である粗造成工事（敷地拡張及び約70cmの造成）について、令和10年6月末の完了を予定されていることから、令和10年7月以降は事業者による現地での工事着手に支障がない状態で引き渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	令和10年7月時点では、既存杭撤去工事が継続する工程となっているため、「支障がない状況で引き渡し」とならない可能性があります。 なお現在、杭等の撤去方針を検討中のため、入札公告時に示します。
56	41	第2部	第1章 第3節	5(2)	別途工事との調整	既存杭撤去後の杭穴は、流動化処理土等が充填されると考えて宜しいでしょうか。	流動化処理土等の掘削が容易となる充填方法を実施予定です。
57	45	第2部	第1章 第3節	9（5）エ	監督用タブレット型端末	「本市監督員用タブレット端末あるいはノート型PCを備えること。」とありますが、タブレット端末の場合、Wi-Fi機能は不要という理解でよろしいでしょうか。	主にWi-Fi環境で利用しますので、必要です。建設工事現場、仮設事務所等におけるWi-Fi通信に必要な建設工事費、環境整備費、通信費等は事業者の負担とします。

58	45	第2部	第1章 第3節	9（5）オ	会議室	「仮設事務所内には、30名程度が収納可能な会議室を設け～」とありますが、この会議室は貴市と請負事業者との兼用可能という理解でよろしいでしょうか。貴市がどの程度の頻度で使用を想定されているかご教示ください。	兼用可能です。事業者との定例会議、各種打合せ、建設期間中の視察対応等での利用を計画しています。定例会議については月2回程度を想定しています。
59	45	第2部	第1章 第3節	10(1)	工事施工	「～の地下埋設物等について工事着手前に十分な調査・確認を行い、本市に報告するとともに、その所有者と工事施工の各段階において保安上必要な措置を協議のうえ、～」とありますが、現時点で市以外の機関が所有する地下埋設物等の存在が明確である場合は、調査・確認に必要な情報をご教示ください。	市以外の機関が所有する地下埋設物等は無いと認識しています。
60	46	第２部	第1章 第3節	10(11)	掘削工事	添付資料40及び41には、現南クリーンセンター建設時の土留め工事および根切り工事に関する参考資料が示されています。 新設工場の掘削計画及び仮設計画の検討にあたり、「旧市坪第2ごみ焼却工場」建設時に設置された仮設構造物（土留め材、仮設杭等）の位置・仕様が確認できる資料をご提示願います。 あわせて、当該仮設構造物の残置の有無についてご教示願います。	資料はございません。
61	50	第2部	第1章 第6節	1(2) ウ（ウ）	緊急作動試験	「非常発電機」とありますが、非常用発電機の誤記と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	52	第2部	第1章 第6節	2-5	可燃ごみ処理施設の引渡性能試験の項目と方法（2）	「焼却灰」「資源化する場合」の「保証条件」に「第1部第4章第2節1-4(7)焼却灰の受入基準」とありますが、当該本文には「参考値」との記載がございます。参考値であるため、第1部第4章第2節1-4(7)焼却灰の受入基準（参考値）に記載の12項目は保証値ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	54	第2部	第1章 第6節	2 2-5	引渡性能試験方法	表　可燃ごみ処理施設の引渡性能試験の項目と方法（4）No.14緊急作動試験試験において、「・立下げ：焼却炉の廃棄物を燃やしきることができること」とあります。緊急停止時には安全を最優先し、未燃ごみを残した状態で直ちに安全状態に移行しますが、再立ち上げ後に残存したごみを焼却することを条件に、立下げ時のごみの状態については、事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	可とします。
64	64	第2部	第2章 第1節	2(1)	歩廊、床、点検床等	「歩廊、階段、点検床及び通路の構造は、原則グレーチングとして、・・・」とありますが、粗大ごみ処理施設については、機器清掃時等における破砕物やごみ等の下階への落下防止を考慮し、歩廊、階段、点検床及び通路を原則チェッカープレートとすることを可としていただけないでしょうか。	可とします。
65	64	第2章	第1節	2(1)	歩廊、階段、点検床等	粗大ごみ施設に関して、機器の清掃、点検の際に床板がグレーチングの場合にごみが階下に落下する恐れがあります。つきましては事業者に実績に基づいて判断し全面チェッカープレートとすることもお認め頂けますでしょうか。	回答64をご参照ください。
66	64	第2部	第2章 第1節	2(11)	歩廊、階段、点検床等	手摺の支柱間隔は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
67	67	第2章	第1節	5(1)	塗装	配管ダクトについて、めっき仕上げ済みの材料の場合現地塗装を省略することをお認め頂けますでしょうか。その場合配管の識別はリボンテープにて行います。 またダクトについて現地塗装では品質確保が困難なため、工場塗装とすることをお認め頂けますでしょうか。	配管ダクトがメッキ仕上げの場合は、現地塗装を省略することを認めます。 ダクトの工場塗装も認めますが、最終的なタッチアップは必須とします。

68	69	第2部	第２章 第1節	8 (1) （２）	地震及び災害対策	炉架台及びボイラ架台に適用する基準について、建築基準関係基準と火力発電所の耐震設計規程（指針）の適用区分は、架台の構造及び用途に応じて建設事業者が提案するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	69	第2部	第2章 第1節	8 (1) （２）	地震及び災害対策	炉架台及びボイラ架台についても、敷地内の建築物と同一の地震動対応レベルを適用するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	70	第2部	第2章 第1節	9(6)	その他	白煙が見えにくいように配慮することについて、景観上の配慮として必要との意図でしょうか。見えにくい位置に配置するような対応とさせていただくことは可能でしょうか。	可とします。
71	71	第2部	第２章 第１節	9(13)	その他	「燃料タンク等を屋外に設置する場合は、周囲に柵を設けるなど不審者対策を講じること。」とありますが、柵の設置に代えてITV装置による監視およびポンプ室の施錠管理を行うことで、不審者進入による事故・いたずら・盗難対策とすることをお認め頂けないでしょうか。	可とします。
72	72	第2部	第２章 第２節	1	計量機	計量機はピットレスタイプの採用も可との認識でよろしいでしょうか。	可としますが、搬入路からのスロープは勾配を緩やかするよう設計してください。
73	74	第2部	第2章 第2節	2 2-1	プラットホーム	床仕上げとして、「水密性の高い鉄筋コンクリート造」とありますが、これはJASS5における「水密コンクリート」仕様を適用するものではなく、漏水防止など水密性に配慮した床構造及び納まりを建設事業者が提案する趣旨との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案を可とします。
74	74	第2部	第2章 第2節	2-1 (3) ア	幅員	有効幅〔20〕m以上とありますが、同程度の搬入車両および交通条件を有する一般廃棄物焼却施設において、有効幅18m以上で安全に運用している実績があります。車両軌跡、車両通行時の離隔および作業動線を考慮の上、安全性を確保することを前提として、有効幅を18m以上とすることは可能でしょうか。	可としますが、柱芯での寸法は不可とします。
75	74	第2部	第2章 第2節	2-1 (5) イ	プラットホーム（ごみ収集車等用）	「10ｔロングダンプ車両（全長 9～10m 程度の深ダンプ）」とありますが、添付資料１９の搬出入車両に記載されているダンプ車（搬入車/松山市/資源化残渣/南CC）を想定されていますでしょうか。もし別の車両を指している場合は最小回転半径、ホイールベース等の車両情報をご教示ください。	将来的に災害廃棄物を搬入する車両を見据えていますが、未購入のため具体的な数値をお示しすることはできません。参考として、お見込みの車両にて提案をしてください。
76	79	第2部	第2章 第2節	2-6 (3)	１日当たりの搬入台数（令和 7 年度実績）	ごみ収集車両および一般持込車両の最大搬入台数（令和7年度実績）についてお伺いします。 可燃ごみ処理施設（p.79）と粗大ごみ処理施設（p.165）に記載されている台数を合計すると934台となります。 一方、添付資料22_4「搬入データ（搬入車両が最も多い日の実績）R7」では、搬入車両台数は743台となっています。 このことから、ごみ収集車両と一般持込車両の最大搬入台数は、それぞれ異なる日の実績を記載しているものと推測しております。 その場合、934台は実際に同一日に発生した台数ではなく、ごみ収集車両および一般持込車両の最大値を組み合わせた値との理解でよろしいでしょうか。 また、搬入車両台数を検討する際は、両車種の合計934台を条件とするのではなく、ごみ収集車両および一般持込車両それぞれの最大実績日を条件として確認するとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に示した搬入車両台数と添付資料の搬入車両台数の考え方の違いはお見込みのとおりです。 添付資料22_4では、車両の内訳を区別せずに1日の合計値の最大を示しています。 また、要求水準書（p.79,165）では、各車両ごとの最大値を示しています。 また、搬入車両台数の検討についても、お見込みのとおりであり、「合計934台」を条件とする意図はありません。ごみ収集車両および一般持込車両それぞれの最大実績日として、検討ください。
77	79	第2部	第2章 第2節	2-6(4)	ごみ投入扉	ごみ投入扉の門数については、運用に支障のない前提とした上で、利用台数に応じた必要門数での事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

78	81	第2部	第2章 第2節	2 2-8	ごみピット	ごみピットの構造として記載されている「水密性鉄筋コンクリート造」とは、JASS5に規定する「水密コンクリート」を適用する趣旨でしょうか。 また、JASS 5に規定する水密コンクリートを適用する場合、地下部分の壁、底版等の具体的な適用範囲は、建設事業者の提案によるとの理解でよいでしょうか。	前者は、お見込みのとおりです。 後者は、事業者の提案とします。
79	82	第2部	第２章 第２節	2－8 (5) イ	ごみピット	奥行は、クレーンバケット開寸法の２．５倍以上とすること、とありますが、2段ピット方式を採用する場合は、貯留側のみ2.5倍以上の開寸法を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ピット間のごみの移動、攪拌、火災時の消火活動など総合的な観点から提案してください。なお、貯留側は2.5倍以上とすることが望まれます。
80	82	第2部	第2章 第2節	2-8 (5) イ	ごみピット奥行	「奥行は、クレーンバケット開寸法の2.5倍以上とすること」とありますが、2段ピットにおける受入れピットの奥行については事業者提案とさせていただけないでしょうか。 受入れピットでは上下動のクレーン操作のみとなり、撹拌操作を行う貯留ピットと比較して壁面との干渉リスクが大幅に低減されます。このためバケット開寸法に対する奥行のクリアランスは必要最小限に設定することが可能です。 よって、受入れピットの奥行を抑えた分を、貯留ピットの奥行に振り分けることによってごみピット容量を効率的に確保できるメリットがございます。	回答79をご参照ください。
81	82	第2部	第2章 第2節	2-8. (5).セ	ごみピット（建築工事仕様参照）	「ごみピットの躯体は、ごみクレーン受梁の高さまで鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造とする」とありますが、当該部分の構造形式については、防臭・防音・防振性能および必要な構造耐力を確保することを前提として、事業者提案とさせていただけないでしょうか。（灰ピットについても同様に事業者提案とさせていただけないでしょうか。）	可とします。
82	83	第2部	第2章 第2節	2-9(3)	ごみクレーン	バケット数量は2基とされていますが、クレーン1基に対しバケット1基という理解でよろしいでしょうか。（バケット予備機はなし）	お見込みのとおりです。2基交互運転を想定しています。
83	86	第2部	第2章 第2節	2-11	薬剤噴霧装置	薬液噴霧装置（防臭用及び防虫用）は運用性を鑑み、噴霧場所固定ではなく、可搬式噴霧器等を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
84	88	第2部	第2章 第2節	2-13 (5) オ	脱臭装置	「活性炭等の更新頻度は年1回以上とし」とありますが、活性炭容量によっては、1年では破過しない可能性があるため、活性炭を十分密閉し、性能が十分確保されることを前提として、交換頻度については、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可としますが、性能が十分に確保されていることを条件とします。
85	89	第2部	第2章 第3節	１（４） イ	ごみ投入ホッパ	ホッパゲート及びブリッジ解消装置は兼用としてもよろしいでしょうか。	可とします。
86	94	第2部	第2章 第3節	３－５ （５）キ	落じんホッパシュート	「落じんホッパシュートに警報装置及び解除装置を設けること」とありますが、経験に基づいた排出構造とし、スムーズな排出が可能であれば、本装置の設置は、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
87	102	第2部	第2章 第4節	3 (2)	ボイラ給水ポンプ	「3台（交互運転）」とありますが、ボイラ2炉分の給水量を1台で供給可能な容量のポンプを2台設置することで、常時1台運転としつつ、常時2炉分以上の供給余力を確保することが可能となります。安定的かつ継続的な運営が可能であることを前提に、ボイラ給水ポンプの台数については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。運用は交互運転として下さい。

88	109	第2部	第2章 第4節	10(3)エ	復水タンク	復水タンクは（円筒形）と指定されていますが、角形槽やパネルタンクを採用させて頂けないでしょうか。	可とします。
89	109	第2部	第2章 第4節	10 (4) ウ	復水タンク	「ボイラへの直接緊急給水ラインを設けること」とありますが、純水移送ポンプによる水張方式を代替手段としてご提案させていただけないでしょうか。	可とします。
90	110	第2部	第2章 第4節	12 (4) ア	純水タンク	「本タンクの有効容量は、純水装置1系統採水を行いながら7時間でボイラ1基を満水にできる容量以上とすること」とありますが、ボイラへ送水する純水移送ポンプの消費電力削減のため、満水までの時間については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
91	110	第2部	第2章 第4節	14 (3) ア	安全弁用消音器	「アキュムレーター安全弁」とありますが、アキュムレーターを設置しない場合は本装置の設置有無は事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	113	第2部	第2章 第５節	2 2-1	有害ガス除去装置	現況の適切な把握のため、現南クリーンセンターのボイラ出口および煙突入口のHCl濃度、SOx濃度データについてご提示いただけないでしょうか。	ご質問の箇所では測っていません。参考としてバグフィルター（BF)入口、出口の濃度を示します。 BF入口HCl濃度：94mg/m^3 BF出口HCl濃度：18mg/m^3 BF入り口SOx濃度：23ppm BF出口SOx濃度：5ppm 詳細は、「追加添付資料7」を参照ください。
93	115 116	第2部	第2章 第5節	4-1 4-2	無触媒脱硝設備 触媒脱硝設備	「使用薬剤のガス漏れ検知のため検知器を設置すること。」とありますが、有害ガスが発生しない薬剤を使用する際は設置の免除を認めて頂けないでしょうか。	認めます。
94	118	第2部	第2章 第6節	1-1（6） ス	蒸気タービン 付帯機器	「バイパス用、排気ダクト用消音器」とありますが、敷地境界線での騒音規制値を遵守することを前提に本機器の設置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
95	120	第2部	第2章 第6節	１－４	出力制御機能付PCS等	数量・形式ともに〔　〕と記載されており、提案扱いとなっておりますが、本機器の要否および仕様につきましては、一般送配電事業者との協議により決定されるものと認識しております。つきましては、入札の公平性の観点から、数量（要否）および仕様をご提示ください。	要として検討してください。 出力制御機能付きPCS等(66kV未満)技術仕様書（四国電力送配電株式会社）を参照してください。
96	124	第2部	第2章 第6節	3(3) ア	最大蒸気供給量	最大蒸気供給量は1,900kg/h（24時間連続供給）とありますが、この条件で換算すると、蒸気供給量は45.6t/日（＝1,900kg/h × 24h ÷ 1,000）となります。 一方、添付資料「32-03 蒸気供給量実績」によると、2022～2024年度の実績では、最大供給量は35t/日、平均供給量は約11t/日となっています。 このため、設計条件としては、最大蒸気供給量を1,900kg/h、平均蒸気供給量を460kg/h（≒11t/日 × 1,000 ÷ 24h）と解釈してよろしいでしょうか。 蒸気タービンの設計点を含む発電計画の検討に必要となるため、ご教示ください。	10月13日にお送りした追加資料『31_15_【設定条件】中央公園の電気使用量』『32_05_【設定条件】新施設からの蒸気供給量』について、蒸気供給量と電気使用量の時期を統一し簡素化を図った修正版をお示しいたします。 「追加添付資料5」を参照ください。本資料を基に検討をお願いします。
97	124	第2部	第2章 第6節	3	場外余熱供給設備	余熱利用ポンプ室への蒸気供給について、可燃ごみ処理施設が全停止する場合（受変電設備の点検時など）は、蒸気供給は停止可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

98	125	第2部	第2章 第6節	4	自営線設置工事	添付資料31_12　自営線による電力供給の流れの4自立運転時について、送配電事業者の系統異常時は受電用遮断器も切り離す必要はないでしょうか。	系統異常のレベルに応じた制御が必要であると考えています。本項で示している条件は、系統に軽微な異常が発生し、蒸気タービンを保護するために高速27継電器が動作した場合を想定したものです。系統異常の発生時には、自営線から予備線への切替制御を行うなど、対応をお願いします。
99	125	第2部	第2章 第6節	4	自営線設置工事	余熱利用ポンプ室の動力電力が44.0kVAとなっていますが、P23では47.0kWとなっています。どちらが正でしょうか。	現在の四国電力㈱との契約電力は、47kWとなります。
100	126	第2部	第3章 第7節	3	燃焼用空気予熱器	燃焼用空気予熱器の設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
101	128	第2部	第２章 第7節	5(3)コ （イ）	誘引送風機	「冷却水供給設備」とありますが、軸受部の冷却方式に水冷方式を採用する場合に適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	129	第2部	第２章 第7節	6(3)コ （イ）	排ガス再循環送風機	「冷却水供給設備」とありますが、軸受部の冷却方式に水冷方式を採用する場合に適用されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
103	130	第2部	第2章 第7節	9(3)	煙突	煙突高さはTP+55.7mと指定されておりますが、ご指定高さ以下であれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	TP+55.7mとして下さい。
104	136	第2部	第2章 第8節	6(4) イ	灰クレーン	「走行レールに沿って、両側に幅 600mm 以上の安全通路を設けるものとすること」とありますが、クレーン等安全規則に従い、安全通路のうち「建築物の柱に接する部分については、400mm以上とすることができる」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	137	第2部	第2章 第8節	6(4) カ	灰クレーン	「クレーン制御用電気品は専用室に収容し、騒音、発熱に対し十分配慮を行うこと」とありますが、必要な環境条件を満足することを前提として、灰クレーン操作室と共用とすることを認めていただけないでしょうか。	可とします。
106	138	第2部	第2章 第8節	5(4) ア	灰ピット	焼却灰貯留は「最大排出量の[7]日分以上」とありますが、最大排出量とは、飛灰貯留槽および飛灰処理物貯留ピットの記載と同様に、基準ごみ時の計画1日最大排出量と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	141	第2部	第2章 第8節	13(4)	飛灰処理物貯留ピット	飛灰処理物貯留ピットからは排水は生じないため、排水槽の設置については任意（必要に応じ設置）とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
108	141	第2部	第2章 第8節	13(5) イ	飛灰処理物貯留ピット	「散水装置」とありますが、混練装置における添加水量を適切に調整することで、粉塵の発生を予防することができるため、散水装置の要否については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
109	141	第2部	第2章 第8節	13（６） ア	飛灰処理物貯留ピット	飛灰処理物貯留ピットと飛灰貯留槽の合計容量について、1炉・基準ごみ・定格運転時の排出量の7日分以上の容量を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	2炉・基準ごみ・定格運転時の7日分として下さい。

110	141	第2部	第2章 第8節	13(6) オ	飛灰処理物貯留ピット	「ピット底部には水勾配を設け、ピット壁のスクリーンを通して、汚水が容易に排水処理設備へ排水できるものとすること」とありますが、混練装置における添加水量を適切に調整することで、排水は発生しないと考えます。以上より、水勾配・排水先の設置については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
111	143	第2部	第2章 第９節	１（１） ウ	井水	深井戸用ポンプ更新、揚水管更新、井戸から受水槽までの配管敷設工事が事業者範囲になっておりますが、更新用のポンプや揚水管、受水槽までの配管などの機器・材料も事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	144	第2部	第2章 第9節	3(1)	水槽類仕様	「パネルタンク式の場合はSUS製、全溶接とすること。」とありますが、同等以上の性能を持つことを前提にパネルタンク式の材質は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
113	145	第2部	第2章 第９節	4	ボイラ用水揚水ポンプ	ボイラ用水揚水ポンプについて、プラント用水ポンプと兼用できる場合は、兼用でもよろしいでしょうか。	可とします。
114	145	第2部	第2章 第9節	4	ポンプ類仕様	以下ポンプの設置は応募者提案とさせていただけないでしょうか。 ・ボイラ用水ポンプ：ボイラ用水受水槽が必要に応じてとなっているため。 ・排ガス冷却水用水ポンプ：排ガス冷却水受水槽が他水槽との兼用可となっているため。	可とします。
115	147	第2部	第2章 第10節	（５）	排水処理設備	P147(5)「粗大ごみ処理施設で発生するプラント系排水、生活系雑排水（工場棟）の排水処理も本設備で行う」とありますが、 同ページ(3)、P23(7)排水処理設備、P39(3)、P242 1-3排水設備(1)アにおいて、「生活排水は、下水道放流とする。」と記載があります。生活排水は、雑排水も含めて下水道放流するという理解でよろしいでしょうか。	生活排水（生活雑排水含む）は下水道放流とします。
116	147	第2部	第2章 第10節	1	ごみピット汚水処理設備	「汚水貯留・移送等については建設事業者の提案」とあるため、ごみに汚水を含めた焼却処理も含め、設備構成については事業者提案とさせて頂いてよろしいでしょうか。	ごみピットへの返送は不可とします。
117	155	第2部	第2章 第11節	7	炉内清掃時用ろ過式集じん器	炉内清掃時は誘引送風機を運転し、炉内を負圧にして行うため、設置要否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
118	157	第2部	第2章 第11節	10	電気自動車用充電設備	本設備は、18頁に記載されている車庫棟に設置するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	161	第2部	第3章 第２節	1-3	粗大ごみ受入貯留ヤード	粗大ごみ受入貯留ヤードの「容量：〔　　〕日分」の算定におけるごみの単位体積重量は、粗大ごみピットの項の値を引用し、0.20t/m3と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	161	第2部	第3章 第2節	1-4	粗大ごみ受入ヤード（直接搬入車用）	粗大ごみ受入ヤード（直接搬入車用）のヤード面積および駐車台数については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 渋滞対策、安全対策、定期修繕等を加味した適切な運営ができるよう計画してください。

121	165	第2部	第3章 第2節	1-7(3) イ	１日当たりの搬入台数（令和 7 年度実績）	一般持込車両の最大搬入台数は最大595台/日の記載がありますが、添付資料22_7によると、一般持込車両台数（2025/12/30、不燃粗大）は497台となっています。このことから、添付資料22_7に記載の実績値を正とした場合、595台/日は誤記との理解でよろしいでしょうか。 もしくは、595台/日の算出根拠となる実績日または集計条件があればご教示ください。	添付資料22_7で定義した最大搬入台数とは、可燃ごみ、不燃ごみ等全てのごみ種の搬入車両の合計が1年間で最大となる日（12/30）を示しています。 一方で、要求水準書中で示した595台/日は、不燃性粗大ごみの単体の一般持込搬入台数が最大となる日（12/27）の実績を示しています。 従って、双方の実績は誤記ではありません。
122	165	第3章	第2節	1-7(7) カ	粗大ごみ投入扉	「ただし、ごみ投入用重機～優先すること」との記載がありますが、重機を検知している場合はクレーンの寄り付きを禁止する、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	166	第2部	第3章 第2節	1-8	粗大ごみピット（建築工事仕様参照）（必要に応じ設置）	粗大ごみピット容量の算定は、可燃ごみ処理施設の 2-8ごみピット（82頁）と同様に投入扉下面の水平線（プラットホームレベル）以下の容量という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	166	第3章	第2節	1-8(5) イ	粗大ごみピット	「バケット開寸法の2.5倍以上」とありますが、可燃ごみと異なり、安定燃焼のための撹拌作業が不要なため、本条件を除外頂くことは可能でしょうか。不可の場合、ピットの長辺方向のみそのように考慮するという理解でよろしいでしょうか。	可とします。 粗大ごみピットの長さ、幅とも、ごみクレーンの安定稼働に支障のない長さと幅を確保してください。
125	166	第3章	第2節	1-8(5) カ	粗大ごみピット	粗大ごみの場合、可燃ごみと異なり安定燃焼のためのカロリー調整などは必要ないため、撹拌は不要です。また近年はLiB混入によりむやみな攪拌作業はピット内火災の一因となる可能性もあるため、撹拌は考慮しなくて良い、とさせて頂くことは可能でしょうか。	可とします。
126	167	第2部	第3章 第2節	1-9	粗大ごみクレーン	ケ　操作方式 「自動、半自動及び手動」と記載ありますが、粗大ごみは形状・寸法等が多様であり、運転員がピット内及びごみの状況を確認しながら操作する必要があります。そのため、自動運転方式を採用せず、半自動及び手動運転を基本とする運転方式としてもよろしいでしょうか。	可とします。
127	167	第2部	第3章 第2節	1-9(3)	粗大ごみクレーン	バケット数量は1基とされていますが、クレーン1基に対しバケット1基という理解でよろしいでしょうか。（バケット予備機はなし）	お見込みのとおりです。
128	167	第3章	第2節	1-8(5) チ	粗大ごみピット	「ごみピット内部の電気配管、ダクト等は溶融亜鉛メッキとすること」とありますが、JISに基づくめっき管（JIS G 3452等）を採用する場合は溶融亜鉛めっきでなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	可とします。
129	168	第3章	第2節	1-9(3) ク(イ)	粗大ごみクレーン	粗大ごみの場合、可燃ごみと異なり安定燃焼のためのカロリー調整などは必要ないため、攪拌は不要です。また近年はLiB混入によりむやみな攪拌作業はピット内火災の一因となる可能性もあるため、撹拌は考慮しなくて良い、とさせて頂くことは可能でしょうか。	可とします。

130	168	第2部	第3章 第2節	1-9(4)	粗大ごみクレーン	「～ランウェイ両端には格納場所を設けるもの」とございますが、粗大ごみクレーンは1基のため片側設置としてよろしいでしょうか。	可とします。
131	169	第2部	第3章 第2節	1-10	粗大ごみ受入ホッパ	（5）特記事項 カ 「投入ホッパのブリッジ除去装置は、現場操作に加えて、粗大ごみクレーン操作室と中央制御室から遠方操作できるようにすること。」とございますが、遠方操作とするよりも、現場で目視確認しながらの方が安全面や作業効率性が上がると思慮します。遠方操作の有無については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
132	170	第2部	第3章 第2節	1-12	薬剤噴霧装置	(3）噴霧場所　ア 「消臭用」と記載ありますが、以降は「防臭用」と記載されています。 「防臭用」と読み替えて宜しいでしょうか。	薬剤噴霧装置の仕様における「防臭」は「消臭」と読み替えてください。
133	170	第2部	第3章 第2節	1-12	薬剤噴霧装置	粗大ごみ処理施設の薬剤噴霧装置について、可燃ごみ処理施設の薬剤噴霧装置と兼用でもよろしいでしょうか。	可とします。
134	170	第3章	第2節	1-12	薬剤噴霧装置	薬剤噴霧装置は運用性を鑑み、噴霧場所固定ではなく、可搬式噴霧器等を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
135	177	第2部	第3章 第6節	1	選別物搬送コンベヤ	（5）特記事項　ア 「・・・鉄類、アルミ類選別部後の破砕残渣については、可燃ごみ処理施設の粗大ごみピットまで搬送可能なものとすること。・・・」と記載がありますが、 「粗大ごみピット」は「ごみピット」と読み替えて宜しいでしょうか。	本特記事項における「粗大ごみピット」は「ごみピット」と読み替えてください。
136	177	第2部	第3章 第6節	1(5)ア	選別物搬送コンベヤ	破砕残渣は可燃ごみ処理施設の「粗大ごみピット」まで搬送とありますが、搬送先は「ごみピット」の間違いではないでしょうか。	回答135をご参照ください。
137	177	第2部	第3章 第６節	1(5)ア	選別物搬送コンベヤ 特記事項	可燃ごみ処理施設における「粗大ごみピット」は「ごみピット」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	回答135をご参照ください。
138	184	第2部	第4章 第1節	1-1(1)	電気設備 概要	「既設工場の電力契約を廃止した後に接続するものとする。」とありますが、既設工場の廃止時期をご教示願います。	引渡試験の完了後に本稼働へ移行し、それに伴い既設工場の電力契約を廃止する流れとなるため、時期については建設事業者の建設スケジュールにより変動するものと考えます。
139	184	第2部	第4章 第1節	1-1(2)	電気設備 概要	①受電が停電し、蒸気タービン発電機による自立運転時は、松山中央公園も発電機負荷として含まれるのでしょうか。 ②蒸気タービン発電機が停止した場合は全負荷が受電（買電）に移行とありますが、全負荷とは松山中央公園も含まれるのでしょうか。 ③いずれの場合も、発電機の過負荷、受電デマンドオーバー回避のため、施設の運転に支障がない負荷を遮断する選択遮断を行うものとしてよろしいでしょうか。	①高速27継電器による自立運転時には、中央公園は本線からの受電を継続するものとします。ただし、本線が停電した場合は、自立運転に移行し、中央公園への電力供給を予備線に切り替える制御としてください。なお、予備線も停電している場合は、中央公園は全停電となります。その後、自立運転が安定し、中央公園側の負荷を抑制できた場合には、自営線を通じた電力供給が可能となるよう、ご対応をお願いします。 常用線の系統異常時は予備線による電力確保ができるため、蒸気タービン発電の安定と発電力量によります。 ② 含みます。 ③ 提案を可とします。

140	184	第2部	第4章 第1節	1-1(5)	高調波抑制対策	本案件における高調波流出電流計算につきましては、新南CCに加え、自営線で接続される松山中央公園側も含めた検討が必要であると考えております。 つきましては、松山中央公園側の高調波流出電流計算書をご提示いただけますでしょうか。	中央公園の竣工時の資料を確認しましたが、該当資料を見つけることができていません。公告時に資料を提示できるよう手配いたします。
141	186	第2部	第4章 第1節	3(3)	高圧変圧器盤	電気室内の省スペース化とメンテナンス作業の効率化を目的に、プラント動力用変圧器と保安動力用変圧器を兼用とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
142	187	第2部	第4章 第1節	4-1/ 4-2 (3) イ	蒸気タービン発電機連絡盤/非常用発電機連絡盤 主要機器	計器用変流器は連絡盤に設置せず、蒸気タービン発電機盤及び非常用発電機盤側に機能を設けることとしてよろしいでしょうか。	可とします。
143	188	第2部	第4章 第1節	4-3(4)	高圧配電盤 盤構成	高圧配電盤の一つとして進相コンデンサ主幹盤がありますが、同ページ記載の4-5進相コンデンサ盤を高圧母線に直接接続することにより、主幹盤を設置しなくてもメンテナンス上問題ないと考えますので、進相コンデンサ主幹盤は設置しない構成とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
144	188	第2部	第4章 第1節	4-3 (4)	高圧配電盤 盤構成	高圧配電盤の構成機器に進相コンデンサ主幹盤がありますが、進相コンデンサ盤は高圧配電盤と同一並びの列盤として高圧母線に直接接続し、真空電磁接触器で進相コンデンサを制御する構成で考えておりますがよろしいでしょうか。	可とします。
145	189	第2部	第4章 第1節	4-6	電力監視設備	電力監視盤と同等の機能を有することを条件に、P.204_3-2(1)_中央制御装置_イ_オペレーターズコンソールに機能集約させて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
146	189	第２部	第4章 第1節	4 4-6	電力監視設備	「本設備は、中央制御室に設置し、受配電、発電設備の集中監視・操作を行うための装置である。」とありますが プラント監視用オペレータコンソールにて兼用して電力監視をする構成としてもよろしいでしょうか。	可とします。
147	189	第２部	第4章 第1節	4 4-6 (5)	その他	「中央制御装置(P200)」とありますが、P200はページ数を表していると思料します。中央制御装置の記載ページはP204ではないでしょうか。	可とします。
148	190	第2部	第4章 第1節	6-1(1)	低圧動力制御盤（コントロールセンタ）	将来の更新時に特定メーカに限定されることなく、柔軟な拡張性を確保することを目的に、盤の形式をJEM1195ではなく、鋼板製屋内閉鎖垂直自立盤（JEM1265）とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
149	190	第4章	第4章 第1節	6-1	低圧動力制御盤（コントロールセンタ）	『コントロールセンタ』とありますが、粗大ごみ処理施設では、24時間停止不可能な施設ではないので、コントロールセンターとするメリットがございません。つきましては、粗大ごみ処理施設については、特記事項にございますごみクレーン、排水処理設備などと同様に、コントロールセンタを設けず、自立閉鎖型電磁集合盤としてもよろしいでしょうか。	可とします。
150	191	第2部	第4章 第1節	6-1/ 6-2 (4)	低圧動力制御盤/現場制御盤 主要機器	低圧動力制御盤及び現場制御盤の主要機器に電流計がありますが、現場操作盤と同様に運転監視上必要な負荷に設置とさせていただけないでしょうか。	可とします。

151	191	第2部	第4章 第1節	6-2(4)キ	現場制御盤	現場制御盤面に付ける電流計（赤指針付）（モータ負荷）は、主要機器のみ設置とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。 「主要機器」の定義については詳細設計における協議とします。
152	192	第2部	第4章 第1節	6-3(1)	現場操作盤	現場操作盤の形式は、鋼板製屋内閉鎖垂直自立形・壁掛形・スタンド形、とありますが、設置環境に適応した材質、構造を選定することを前提に、汎用コントロールボックスを採用させて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。 汎用品により、スイッチの形状、色別表示、操作方法など、設計基準が統一できるよう計画願います。
153	195	第2部	第4章 第1節	7-1(3) エ（イ）	非常用発電設備	「周波数調整、回転数の調整は、現場及び中央制御室とする。」とありますが、非常用発電機の調速装置により自動制御を行い中央からの周波数・回転数調整機能が必要ない場合は、中央制御室での操作は不要という理解でよろしいでしょうか。	可とします。
154	198	第2部	第4章 第1節	11(1)オ	配線・ケーブル工事	「許容電流低減率の計算書」とは、低減率を考慮したケーブルサイズ選定計算書との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	198	第２部	第4章 第1節	11(2)	電気配線工事 （2）配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事	「配管は内外面溶融亜鉛めっき鋼管（CP、GP）を標準とし」とありますが、屋外及び、特別な場所(例；屋外用、湿気のある場所 冷却塔、復水器廻りなど)以外は溶融亜鉛めっき鋼管（EP：ネジなし電線管）を採用させて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
156	198	第２部	第4章 第1節	11(2)	電気配線工事 （2）配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事	「ケーブルラックは溶融亜鉛－アルミニウム系合金めっき鋼板、AL 製を標準とする。」とありますが、同等性能の高耐食めっき鋼板を採用させて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
157	199	第２部	第4章 第2節	—	公害防止監視装置	公害防止監視装置について詳細仕様が記載されておりませんので、追記をお願いできないでしょうか。	事業者提案とします。
158	201	第2部	第4章 第2節	2(1)　ケ	建築設備関係運転制御	建築設備の運転制御は建築設備の中央制御盤で行い、それとは別途、プラント設備から一部の建築設備を運転制御する計画でよろしいでしょうか。 （例：DCSにて建築設備の給水弁の開閉を行うように、プラント設備で使用する水槽のレベル制御を行う場合）	提案を可とします。 制御箇所は1箇所とし単純な構造とすること。
159	204	第２部	第4章 第2節	3-2	中央監視装置	（エ）主要項目にグラフィック装置とありますが、オペレーターズコンソールに集約・兼用とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
160	204	第2部	第4章 第2節	3-2(1)ア （エ）a	中央制御室 特記事項	グラフィック装置はオペレータコンソール画面も表示できる、P209記載のITVモニタ60インチ以上のモニタと理解してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
161	204	第2部	第4章 第2節	3-2(1) イ（ウ）	中央制御室 中央制御装置 オペレーターズコンソール 主要項目	ハードディスク[RAID1]、二重化ボードとありますが、監視制御システムにクライアントサーバー方式を採用する場合、データ類をオペレーターズコンソールに置かず、サーバー(二重化＋RAID1)側に保存するシステムとなるため、ハードディスクはRAID0、二重化ボードを設置せず、オペレーターズコンソールを複数台設置して冗長化を行うシステム構成としてもよろしいでしょうか。	原則、RAID1がシンプルで安全と理解します。 RAID0とした場合、安全性が確保できること、データの紛失対策ができていることなどを提案にて判断となります。

162	207	第２部	第4章 第2節	4	4 監視用テレビ （ITV）設備 カメラ	可燃ごみ処理施設のカメラ仕様について、ボイラドラム液面計のカメラケースが水冷となっておりますが、設置環境からカメラの冷却方式を空冷仕様のものを採用させて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
163	207	第2部	第4章 第2節	4(1)	監視用テレビ （ITV）設備	ごみ投入扉ITVカメラは基数分設置することとなっておりますが、全てのごみ投入扉付近を監視できることを条件に、プラットホーム用ITVカメラと兼用させて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
164	207	第2部	第4章 第2節	４(1)ア （キ）	監視用テレビ （ITV）設備 カメラ及びITVモニター 仕様	可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設各々で、HDDレコーダを設置すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	207	第2部	第4章 第2節	4(1) イ	カメラ設置場所	ボイラドラム液面計用カメラは水冷とありますが、（エ）に「設置場所環境に応じ、防水、防塵ハウジング、水冷式等を採用する こと。」と記載がありますので、カメラケースにつきましては設置場所に応じて適切なものを事業者で選定してもよろしいでしょうか。	可とします。
166	207	第2部	第4章 第2節	4 (1)イ	カメラ設置場所	カメラ設置場所リストの備考欄に『回転雲台』との記載がありますが、旋回速度の速いドーム型カメラの採用もお認めいただけないでしょうか。	可とします。
167	207 208	第2部	第4章 第2節	4(1)イ	監視用テレビ （ITV）設備 カメラ及びITVモニター カメラ設置場所	ごみ投入扉用カメラについて、可燃ごみ処理施設では、ごみ投入扉の基数に応じた台数を設置するものと理解しております。 また、カメラはプラットホーム側からごみ投入扉を監視すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 実施設計時に詳細を協議します。
168	208	第2部	第4章 第2節	4(1)キ	カメラ及びITVモニター	HDDレコーダーに記録が必要な容量は、何日分でしょうか。	1週間として下さい。
169	209	第２部	第4章 第2節	4	4 監視用テレビ （ITV）設備 モニタ	「ごみ投入ホッパは投入対象ホッパへの自動切替モードを計画する。」とありますが、ごみクレーン操作室のモニタを4分割表示とし、ごみ投入ホッパを常時監視する計画としてもよろしいでしょうか。	可とします。
170	209	第2部	第4章 第2節	4(1) ウ	ITVモニター設置場所	計量機室のモニタは5台以上とありますが、モニタサイズを大きくして分割表示するなど事業者にて最適と思われるモニタサイズ、台数で提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
171	209	第4章	第2節	4(1) ウ	ITVモニター設置場所	粗大ごみ処理施設の中央制御室のモニターについて、60インチモニターで分割表示して全ての表示対象をカバーできる場合は25インチモニターは不要という理解でよろしいでしょうか。	可とします。
172	210	第2部	第4章 第2節	4(2)	特記事項	搬入搬出用道路、構内道路等をYouTube上でライブ配信するとありますが、配信者は貴市と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
173	211	第２部	第4章 第2節	4	排ガス分析装置	「測定レンジが1000ppm/hまで測定できる装置とすること」とありますが、単位はppmでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

174	211	第２部	第4章 第2節	5	5-2 排ガス分析装置	「CO 分析装置については、設計値（30ppm（４時間値））と維持管理基準値（100ppm（１時間値））双方を監視できるように、１時間値と４時間値を出力切替え可能とすること。」とありますが、DCS側で双方を監視可能とすればよろしいでしょうか。	可とします。
175	211	第2部	第4章 第2節	5-2 (2)	塩化水素濃度計	塩化水素濃度計にレーザー式を採用する場合は自動校正及び試薬は不要となりますので、イオン電極式を採用する場合に自動校正及び試薬が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
176	211	第2部	第4章 第2節	5-2 (3)オ	ばいじん濃度計	「計装用エア　０．２MPaG 26L/min以上」とありますが、光散乱方式など計装エアーが必要な場合に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
177	213	第2部	第５章 第１節	１（２） ア（ア）	造成工事	造成・外構工事において、現施設用地との約70cmの段差を解消する旨の記載がありますが、当該段差解消は事業者の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。 事業者範囲の場合、段差解消の対象範囲及び具体的な要求条件（全ての高低差の解消を求めるものか、必要な動線確保を目的とするものか等）についてご教示願います。	前者：お見込みのとおりです。 後者：範囲、条件等は、事業者提案とします。現南クリーンセンターの跡地利用を考慮してください。
178	213	第2部	第5章 第1節	１（2） ア（ア）	造成工事	「現管理棟西側に近接する坂路の移設、改良および周辺の未拡幅箇所の道路整備」とありますが、現管理棟西側の坂路は現施設の動線になっている（添付14_敷地関係の条件）ため、試運転期間での移設（撤去）を想定されていると理解してよろしいでしょうか。	時期は任意ですが、「現施設の運営に支障が無いよう調整すること」が条件になります。 ※う回路として、中央公園駐車場内の工事用道路、現管理棟東側の外周道路、敷地最西の（計画）構内道路が考えられます。
179	213	第2部	第5章 第1節	1(2) ア（ア）	土木工事 造成工事	周辺の未拡幅箇所の道路とは、どの範囲を示すのかご教示願います。	入札公告時に示します。
180	213	第2部	第5章 第1節	１（２） ア（ウ）	河川保全区域	「河川保全区域内における工作物の設置、土地の掘削・盛土・切土など地形の制限に配慮」とありますが、その制限の内容について詳細をご提示いただけませんでしょうか。 例えば、以下の内容についてご教示いただきますようお願いいたします。 ・添付資料9にはどの河川の河川保全区域か記載がありませんが、石手川に関しては河川保全区域外という認識でよろしいでしょうか。 ・２Ｈルールの開始地点は、重信川、傍示川各々の河川区域境界線と考えて宜しいでしょうか。断面図等、２Hルールの詳細な資料がありましたら、ご提示ください。	石手川の河川保全区域も存在し、重信川・石手川のどちらも河川境界から５０ｍが河川保全区域です。傍示川には河川保全区域はございません。 2Hルールの起点は、両河川区域境界となります。添付資料9をご参照下さい。
181	214	第2部	第5章 第1節	1(2)イ	山留、掘削	本工事は廃棄物処理施設（公共施設用地）の建設現場となりますので、盛土規制法の規定に基づき、法の適用除外（対象外）と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
182	214 236	第2部	第5章 第1節 第3節	1-（3） ア（イ） １（3）	構内道路	第1節(3)ア(イ)「構内道路の設計は構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課）によること。」 第3節1(3)「構内道路の設計はアスファルト舗装要綱（社団法人 日本道路協会編）による。」と記載が異なりますが、 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課）によるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

183	214	第2部	第5章 第1節	1(3)イ	雨水排水工事	添付資料37にて雨水排水の傍示川への放流箇所の記載がありますが、接続高さ、許容放流量をご教示ください。	現在、造成計画中のため、入札公告時に示します。
184	214	第2部	第5章 第1節	1(3)イ	雨水排水工事	構内排水は、降雨強度、流出係数等を考慮とありますが、当敷地は松山市開発許可基準における公共下水道認可区域内外いずれに該当しますでしょうか。	公共下水道認可区域外となります。
185	214	第3部	第5章 第2節	1(3)ウ	下水道工事	松山中央公園の既設排水桝へ接続する下水道工事は、「公共下水道」ではなく、「排水設備」の扱いである、と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。排水設備となります。
186	216	第2部	第5章 第2節	1 1-1 （8） ※	建築工事 全体設計 設計方針	「都市ガス遮断弁を設置すること。遮断弁の運用は運営事業者の所掌とし、感震器による都市ガスの遮断が起きないよう計画すること。」とありますが、感震器による都市ガス遮断弁の遮断をしない目的をご教示ください。また、安全上の担保はガス漏れ検知器による対応(ガス漏れ検知後遮断弁にて遮断)でよろしいでしょうか。	遮断弁が作動した場合の遮断弁復旧は都市ガス事業者によって行われますが、早期対応が難しい場合、施設運営に支障をきたす可能性があります。例えば、地震発生後、焼却炉を停止し施設の設備点検をすることが想定されますが、助燃バーナーの燃料は都市ガスであるため、施設の停止を安全にできなくなる可能性があります。ガス漏れがないことが条件となりますが、施設の特色上、都市ガス遮断の判断は、地震発生に伴う感震器によるものではなく、事業者の提案とします。
187	220	第2部	第5章 第2節	1-2 (1)エ （カ）	ごみピット、灰ピット、飛灰処理物ピット	「投入口のシュートには鋼板を貼ること。また、将来的に容易に張替えができるような構造とすること」とありますが、2-8ごみピット（5）ク「投入口のシュートには鋼板（厚さ9㎜以上、耐摩耗性及び耐腐食性を考慮）を貼ること」と同様の仕様とすることを前提とし、将来的な張り替えを不要とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
188	220	第2部	第５章 第2節	1-2(1)オ （ア）	ホッパステージ （ごみピット）	予備バケット置き場の記載がありますが、P83ではごみクレーン2基に対しバケット2基と記載されています。予備バケット置き場は不要と考えてよろしいでしょうか。	バケットは3基（内予備1基）としてください。
189	224 226	第2部	第5章 第2節	1-2(13) ウ 1-3(6) イ（イ）	ユニバーサルトイレ	(13)ウ 「トイレは必要な各階に設けること。また、適切な場所にユニバーサルトイレを1ヶ所以上設けること。」 (6)イ(イ)「一般来場者専用玄関ホールに設置するユニバーサルトイレは、～」とあります。 ユニバーサルトイレは必ずしも玄関ホールに設ける必要はないという理解でよろしいでしょうか。	玄関ホールにも設置してください。
190	224	第2部	第5章 第2節	1-3 (1) オ	市職員の通用口	「本市職員が利用する通用口を別途設けること。」とありますが、運転管理要員用の玄関と共用してもよろしいでしょうか。	可とします。
191	224 225	第2部	第5章 第2節	1-3	(1)玄関・ホール (4)会議室（研修室兼用）	(1) ア 玄関ホール：一般来場者（見学者160名程度を考慮） (4) ア 会議室（研修室兼用）：大会議室100名程度（床面積200㎡以上） 上記の通り記載がございますが、大会議室は記載の通り100名程度と考えてよろしいでしょうか。 また、200㎡以上の不特定多数の方が利用する会議室がある場合、「集会場」用途の特殊建築物として建築基準法の規定により工場棟全体が耐火建築物となり、建築費に与えるインパクトが大となります。そのため、床面積200㎡以上とありますが、100名収容できれば200㎡以下としてもよろしいでしょうか。	前者については、お見込みのとおりです。 後者については、可とする方向で入札公告時に詳細をお示ししますが、一時避難者が使用することも踏まえてください。
192	225	第2部	第5章 第2節	1-3 (5)イ	倉庫その他必要な部屋	災害用備蓄倉庫を1階に配置しようとする場合に防水扉の装備を条件として、備蓄品搬入出用の外部扉の設置は可能と理解してよろしいでしょうか。	可とします。

193	226	第2部	第5章 第2節	1-5	什器、備蓄品等	「避難者については160名程度で3日程度の滞在を想定すること。」とあることから、長期間の滞在は想定していないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
194	226	第3部	第5章 第1節	1-5 イ	避難者数	「避難者については160名程度」とありますが、160名には貴市職員（8人程度）および運営事業者職員は含まないものと考えてよろしいでしょうか。 また貴市職員の防災用備蓄品は貴市にて手配頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	前者については、本市職員及び運営事業者職員を含みます。 後者については、運営事業者が手配してください。
195	226	第2部	第5章 第2節	1-7 ウ	計量棟	「湯沸室、流し台、トイレ（男女別）、手洗いを設置すること。」とありますが、湯沸かし器を設置することを条件に湯沸室の設置有無については事業者提案とさせていただけないでしょうか。 また、トイレに関して、計量棟をプラットホームに隣接させる場合は、プラットホーム内に設置する近傍のトイレで兼用してもよろしいでしょうか。	前者、後者とも提案を可とします。
196	226 227	第2部	第５章 第2節	2-1 (2)、(3)	構造計画 基本方針	ごみ処理施設において独立構造とするものは、一般的な以下の設備と考えてよろしいでしょうか。 ①炉・ボイラ ②蒸気タービン発電機 ③高速回転破砕機	②、③等を想定しています。
197	228	第2部	第5章 第2節	２－５ （１）ウ	屋根	「屋外機器を設置する屋根は防水のうえ、保護コンクリートを打設すること。」とありますが、屋根の仕様に応じて適切に計画すれば、保護コンクリートは不要としてもよろしいでしょうか。	可とします。
198	230	第2部	第5章 第2節	3-1（5）	バードネット	「鳥対策が必要な部分には、バードネット(エキスパンドメタル SUS316)を設置すること。」とありますが、SUS防鳥ネットとさせて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
199	230	第2部	第5章 第2節	3-1 (6)ウ	シャッター	「外部に面している等、腐食環境下に設置するシャッターは〔SUS 製〕」とありますが、同等以上の耐用年数を有することを前提とし、シャッター材種については事業者提案とさせて頂けますでしょうか。	可とします。
200	237	第2部	第5章 第３節	4（2） ア	構造	グレーチング溝蓋(溶融亜鉛メッキ)はT-20とありますが、車両通行部分のみT-20と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	237	第2部	第５章 第３節	4（3） ウ	松山市開発許可申請の手引き	都市計画法上、本事業は公益上必要な建築物の整備を目的とする開発行為に該当し、開発許可は不要と理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。なお、同様に防災調整池についても設置不要との理解でよろしいでしょうか。 その他、都市計画法上の開発行為に係る所管部門との事前協議内容がありましたらご開示願います。	開発許可、防災調整池についてはお見込みのとおりです。 協議内容は、入札公告時に示します。

202	237	第2部	第５章 第３節	４（３） ウ	松山市開発許可申請の手引き	貴市が先行して実施する汚染土壌対策工事及び粗造成工事について、土壌汚染対策法、都市計画法その他関係法令に基づく許認可、協議及び届出等の手続きは予定されていますでしょうか。 また、事業者への用地引渡し時点においては、これらの手続き並びに完了検査その他法令上必要となる検査等が完了した状態で引き渡されるとの理解でよろしいでしょうか。	現在、土壌汚染対策計画を策定中のため、2026年11月以降にお示ししたいと考えます。 想定としては、形質変更時要届出区域について、大部分は解除、一部残となります。 都市計画の変更手続きは着工までに完了する計画です。
203	238	第2部	第５章 第３節	７（３） イ	屋外ヤード	剪定枝ヤードは屋根なしという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	238	第2部	第5章 第3節	7	屋外ヤード	屋外ヤードに搬入が想定される剪定枝、金属製粗大や不法投棄物についてヤード貯留（ダンプ車での荷下ろし作業）の必要はありますでしょうか。（ありの場合はヤードの設計情報として搬入車両情報のご提示をお願いいたします）	屋外ヤードでは、普通車、ごみ収集車等から剪定枝を降ろします。
205	241	第2部	第5章 第4節	1-1 (1)	井戸	「プラント用水は既設の井戸から井水を引き込むこと」とありますが、添付資料37_04_井戸設置想定図では井戸（移設）が示されており、P413第9節1(1)ウでは「深井戸用ポンプ更新」工事が本工事に含まれると記載されています。プラント用水は移設の井戸から井水を引き込むと理解してよろしいでしょうか。また、深井戸用ポンプ更新工事は建設事業者所掌と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
206	241	第2部	第５章 第４節	1-1(1)	給水設備 計画	既設井戸について、以下の点をご教示願います。 ①「既設の井戸から井水を引き込むこと」と記載ありますが、対象となる井戸は「添付37_04_井戸設置箇所想定図」に示されている移設先の井戸と理解でよろしいでしょうか。 ②既設の井戸2か所を1か所に移設する計画と理解してよろしいでしょうか。 ③既設井戸の移設工事については、市様所掌と理解してよろしいでしょうか。	①、②、③ともにお見込みのとおりです。
207	241	第2部	第5章 第4節	1 1-1 （２）	建築機械設備工事 給水設備 給・排水方式	［受水槽＋高架水槽、ポンプアップ］方式との記載がありますが、ポンプアップ方式とは圧力スイッチ方式との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
208	241	第2部	第５章 第4節	1-2（1） イ	各衛生陶器の必要器具個数	「各衛生陶器の必要器具個数の算定については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築設備設計基準（最新版）によること。」 とありますが、算定基準が見当たりませんので、空気調和・衛生工学会の基準等を参考に適切な個数とすることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
209	244	第2部	第5章 第4節	2 2-1 （１）※	建築機械設備工事 空気調和設備 設計用温湿度条件	「設計用温湿度条件の屋外条件は、「建築設備設計基準（（社）公共建築協会）最新版」によるものとする。」とありますが、条件は地名松山での理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
210	246	第2部	第5章 第4節	3(8)イ	昇降機設備	「人荷用エレベータは、地階を含め、全フロアいけるようにすること。」とありますが、地階は一部汚水水槽、ポンプのみの設置となるため、地階については除外いただけないでしょうか。また複数基設置する場合は、1基のみの対応にてお認めいただけないでしょうか。	可とします。

211	246	第2部	第5章 第4節	3（8）ウ	EVのストレッチャー対応	昇降機設備について「ストレッチャーの搬送対応が可能なサイズや積載荷重とすること（トランク付きは不可とする。）」とありますが、対象となるのは管理棟に設置するエレベーター1台という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
212	251	第2部	第5章 第5節	3-2 (3)ウ	コンセント設備 特記事項	本項記載の溶接機用電源開閉器は、P197の「10 保守用電源」と同一のものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
213	256	第2部	第5章 第6節	2	土壌汚染対策工事の概要	貴市による対策工事後に区域指定を解除する区画及び解除完了時期を、入札公告時に明示いただけるでしょうか。	お見込みのとおりです。
214	256	第2部	第5章 第6節	2	土壌汚染対策工事の概要	貴市が公告時にされる区域指定解除時期を当該時期までに解除が完了していない場合、汚染土処理などの追加費用及び工程影響は、貴市負担として別途協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
215	256	第2部	第5章 第6節	2	土壌汚染対策工事の概要	鉛の基準超過箇所は施設配置に影響しない範囲で残置すると記載がありますが、土壌汚染対策工事は落札者が決定される前に完了する予定となっています。落札者未定が故、施設配置が確定しない中、残置範囲に関する貴市との調整はどのようにお考えかご教示ください。	現在、土壌汚染対策計画を策定中のため、入札公告時に示します。
216	256	第2部	第５章 第６節	3	建設事業者の実施事項	建設事業者が作成する実施設計図書等に基づき、残置された汚染土壌の除去を必要に応じて実施することとありますが、「必要に応じて実施すること」の具体的な条件をご教示願います。 建設事業者の実施設計に伴い掘削等が必要となる範囲を適切に処理することを求める趣旨でしょうか。あるいは、当該汚染範囲全体の除去及び区域指定解除までを求める趣旨でしょうか。事業者に求める対応範囲や対策条件を具体的にご教示願います。	現在、土壌汚染対策計画を策定中のため、入札公告時に示します。 事業者が実施する汚染区画は、実施設計に伴い掘削等が必要となる範囲を適切に処理することを求めます。 当該汚染区画全体の除去及び区域指定解除までは求めません。
217	256	第2部	第５章 第６節	3	建設技業者の実施事項	旧施設の油等による汚染が判明した場合とありますが、旧施設とは、既存ヤード・資材置き場等と理解してよろしいでしょうか。 また、「汚染が判明した場合」とは、既往調査による確認結果を指すのか、既存施設解体後等に新たに実施する調査結果を指すのかご教示願います。 なお、新たな調査を想定されている場合は、その実施主体、調査範囲及び要求内容をご教示願います。	旧施設とは用語集の旧焼却施設と同意です。 事業者による新施設整備工事の過程で、油などによる汚染が判明した場合を示しています。 本市の調査により土壌汚染箇所を把握しているため、新たに調査を行うことは想定していません。なお、新たな調査が必要となった場合には、調査範囲及び要求内容等について協議を行うこととします。
218	256	第2部	第5章 第6節	3	建設事業者の実施事項	貴市による対策工事後に残る形質変更時要届出区域について、建設事業者による区域指定解除は必須ではなく、必要な法令手続及び管理措置を講じた上で、形質変更時要届出区域として残置することも可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
219	256	第2部	第5章 第6節	3	建設事業者の実施事項	松山中央公園駐車場の借地及び建設用地外インフラ敷設（自営線、下水道等）部分に土壌汚染はないもと考えて宜しいでしょうか。 土壌汚染調査結果、調査予定等がございましたら、ご指示ください。	お見込みのとおりです。調査は行っていません。地歴に基づきます。

220	256	第2部	第5章 第6節	3	建設事業者の実施事項	「汚染土壌が残置している箇所は、形質変更時要届出区域である」とありますが、区域の指定解除はしないものと理解してよろしいでしょうか。	市が事前に汚染土壌対策を行った箇所は、市が指定解除の手続きを行います。事業者が汚染土壌対策を実施しつつ新施設整備工事を行った箇所については、解除は必須ではありません。
221	256	第2部	第5章 第7節		残置物解体撤去工事	P.41において、貴市による主な別途工事として「既存杭撤去工事」が示されていますが、P.256では、貴市が一部地下工作物を先行撤去し、建設工事に支障となる地下工作物は建設事業者が撤去するものとされています。 貴市が実施する既存杭等の地下工作物撤去工事の対象範囲を、入札公告時に明示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
222	256	第２部	第5章 第7節		残置物解体撤去工事	添付資料48には既存杭の位置が示されていますが、基礎躯体を含む地下工作物の撤去範囲、工法及び費用を事前に検討するため、「旧市坪第2ごみ焼却工場」の設計図書一式（特に、構造図並びに杭の天端高・杭長・杭径及び地下躯体の範囲・深さを確認できる資料）をご提示願います。	入札公告時に示します。
223	256	第2部	第5章 第7節		残置物解体撤去工事	「建屋上部は撤去済み」とありますが、付随するインフラ設備（配線･配管等）についても、建設用地境界より外部で閉止されており、建設事業者にて解体・撤去しても問題ないと考えて宜しいでしょうか。	建設用地およびその周辺のインフラ設備については、解体・撤去不可のものを今後お示しすることとします。
224	257	第2部	第5章 第7節		残置物解体撤去工事	建設工事に支障とならない杭等の地下工作物については残置可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、杭等の地下工作物を残置する場合は、今後の管理（把握）する必要があるため、概要について記録を残すこととします。
225	257	第2部	第5章 第7節	－	残置物解体撤去工事	既存杭・躯体等の撤去工事は落札者が決定される令和9年12月より前に開始される予定となっています。落札者未定が故、施設配置が確定しない中、貴市が施工する一部地下工作物の撤去範囲は、どのように設定する想定かをご教示ください。	現在、杭等の撤去方針を検討中のため、入札公告時に示します。
226	258	第2部	第6章 第1節	２（２）	災害廃棄物ヤード	「災害廃棄物ストックヤードについては・・・跡地エリアに設置するもの」、とありますが、ストックヤードからプラットホームまでの搬入時に、市道余土215号を通ることは問題ないでしょうか。	市道215号を通らないルートを計画してください。
227	258	第2部	第６章 第１節	2（５）	雨水貯留施設	多目的広場に計画されている雨水貯留施設の用途及び利用目的をご教示願います。 また、当該雨水貯留施設は跡地利用エリアで発生する雨水の流出抑制を目的とした施設であり、跡地利用エリアからの雨水排水を集水する計画との理解でよろしいでしょうか。 併せて、本事業における建設エリアの雨水排水系統とは別系統で計画されるとの理解でよろしいでしょうか。	雨水貯留施設の目的、用途は、現南クリーンセンター跡地エリアの雨水を一時的に貯留することを目的、用途としています。 本事業の雨水排水系統とは別系統で計画してください。

228	259	第2部	第6章 第1節	4	雨水貯留施設	雨水貯留施設の貯留量等について、P237 雨水排水路（3）に記載の「松山市開発許可申請の手引き」により算出するものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
229	260	第2部	第6章 第1節	４（２）	多目的広場兼グラウンドゴルフ場	多目的広場について「5,000㎡程度」とのご指示がありますが、必要な駐車場等を確保した上で、残りの確保可能な面積を多目的広場として計画することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
230	261	第2部	第6章 第1節	6	基本設計	「市は、一覧に記載されていないものについて、基本設計図書の提出を求めることができるものとし、～」とありますが、実施方針P259記載の設計範囲に関連する事項に限られるものという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
231	262	第3部	第6章 第2節	1	多目的広場	多目的広場の管理業務（日常点検、植栽管理、設備等の維持管理、利用者の安全管理等）は貴市にて実施いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	多目的広場で市が整備するものの維持管理は、市の所掌としますが、将来的に本運営事業に組み込む可能性はあります。その際には、両者協議のもと、変更契約等により対応したいと考えています。
232	262	第2部	第6章 第２節	2	外構工事	解体工事期間中にも行政視察や見学が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	解体工事期間中の行政視察や見学の受入れは、運営事業者と事前調整の上実施します。
233	262	第2部	第6章 第２節	２（８）	外構工事	「総車両台数を変更せず、新施設側の動線と分離する場合に限って、新施設用と多目的広場用の駐車場の兼用を認める」、とのことですが、市職員駐車場や従業員駐車場の兼用も認められるということでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
234	262	第2部	第6章 第1節	9	ユーティリティ条件(電気)	電気が新施設内の分電盤から低圧で引き込めるように計画すること、とありますが、取り合いはどこになりますでしょうか。また、必要な電源種別と容量をご教示願います。	事業者提案とします。
235	262	第2部	第6章 第1節	9	ユーティリティ条件(用水)	用水が新施設と同様とし、新施設側から引き込めるように計画すること、とありますが、取り合いはどこになりますでしょうか。受水槽から送水する場合、必要な容量を受水槽容量に見込む必要がありますでしょうか。	事業者提案とします。
236	266	第3部	第1章 第1節	4	保険等への加入	「なお、市は建物総合損害共済（公益社団法人 全国市有物件災害共済会）に加入予定であるため、過度な補償とならないよう留意すること。」とありますが、当該共済の補償範囲においては共済を適用し、共済では補償額が不足する範囲や、共済の補償範囲外について事業者が保険加入するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
237	270	第3部	第1章 第4節	4	運営終了時の対応	本施設が運営期間終了時点において、第三者機関による精密機能検査を行うとありますが、運営期間の18年目に実施する精密機能検査の他に最終年度の20年目に精密機能検査を実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

238	273	第3部	第2章 第1節	1（1）	計量棟	「計量棟に常に一人以上配置すること」とありますが、収集車用と直接搬入車用に計量機を分けて配置する場合、収集車用の計量棟は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	収集車用における無人化を可とします。収集車用の計量対象に許可収集車を含む場合には、受付、会計、問い合わせ対応ができるシステム及び体制としてください。
239	273	第3部	第2章 第1節	1（1）	計量棟	入出の計量機を離れた位置に設置し、出口側が自動精算方式とした場合、必要時に事業者が速やかに対応できることを条件として、計量棟の設置要否については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
240	273	第3部	第２章 第１節	1(1)	受付管理	薬剤等を搬入する車両の計量回数について、ご指定がありましたらご教示願います。	事業者提案とします。
241	273	第3部	第2章 第1節	1（2）	受付管理	事前予約システムの運用に際して、運営事業者は、貴市が行う事前予約電話対応に協力するとありますが、協力内容についてご教示願います。	事前予約の内容と異なる場合の対応、計量段階でのごみ搬入者からの問い合わせ対応等が想定されます。
242	273	第3部	第2章 第１節	1(2)	受付管理	運営事業者の協力内容をご教示いただけますでしょうか。	回答241をご参照ください。
243	273	第3部	第2章 第1節	1(2)	受付管理業務	「整備した事前予約システムを運営するとともに、本市が行う事前予約電話対応に協力すること。」とありますが、協力とは具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	回答241をご参照ください。
244	273	第3部	第2章 第1節	2	ごみ手数料の収納など	収納した料金の貴市指定金融機関への払い込みについて、想定されている払い込み頻度をご教示ください。	1～3回/週程度を想定していますが、事業者の提案で問題ありません。
245	273	第3部	第2章 第1節	2(2)	ごみ処理手数料	「収納した料金は、その金額を本市に報告した上で、本市が定める方法によって本市の指定金融機関へ払い込むものとする。」とありますが、振り込みにかかる費用（振込手数料）は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	振り込みにかかる費用（振込手数料）は事業者の負担とします。
246	274	第3部	第2章 第2節	2（3）	搬入管理	「出し方・分け方の問い合わせに対して対応すること。」と記載がありますが、想定される1日当たりの現南クリーンセンターにおける問い合わせ件数をご教示いただけますでしょうか。	プラットホームにおける問い合わせは、多くて3回/日です。※通常は現場での問い合わせはありません。
247	274	第3部	第2章 第2節	2(4)	搬入管理	「本市が回収した排出禁止物等については受け入れること」と記載がありますが、どのような物が想定されるかごご教示願います。また、受入後、貴市指定の場所までの場内運搬が事業者範囲と理解してよろしいでしょうか。	前者については、不法投棄された一般廃棄物が想定されます。要求水準書（案）P17　3-5排出禁止物をご参照ください。 後者については、お見込みのとおりです。
248	274	第3部	第2章 第2節	2(4)	搬入管理	運営事業者は善良なる管理者の注意義務をもって排出禁止物等の混入防止・指導を行うこととされていますが、ピット内や破砕機等に危険物（ガスボンベ、スプレー缶、リチウムイオン蓄電池等）が隠れて搬入され、火災・爆発・機器破損事故等が発生するリスクがあります。 搬入管理における事業者の「責務を果たさなかった（過失）」とみなされる判定基準、および事業者側の過失によらない事故等が発生した場合の設備修繕費や操業停止に伴う損害（買電収入補償等）の費用負担の考え方についてご教示ください。	事象が発生した際に都度、事業者が調査を行い調査結果に基づき本市、事業者で協議し決定します。

249	274	第3部	第2章 第2節	2(5)	搬入管理 展開検査	「本市は、可燃ごみについて不定期に、搬入車両に対してプラットホームにて展開検査を行う。運営事業者は、本市が実施する展開検査に協力すること」とありますが、展開検査に係る業務負荷を検討するため、展開検査の実施頻度及び1回当たりの対象台数をご教示ください。	展開検査は、許可業者を対象に実施しますが、南CCへの搬入はごくわずかであるため、現状実施していません。もし、実施する場合は、対象台数は1台～2台程度と想定してください。
250	275	第3部	第2章 第2節	2-(6)	搬入管理	小動物の死骸の受入に際して、誠心誠意を持った対応を行うとありますが、慰霊碑や祭壇等の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	275	第3部	第2章 第2節	2(7)	搬入管理 少量持込者対応	「自転車、バイク等での少量持ち込み者への対応、受入供給設備へのごみの運搬等を行うこと」とありますが、既設工場における自転車、バイク等での少量持ち込み者への対応方法をご教示ください。 また、自転車、バイク等による搬入への対応を検討するに当たり、プラットホーム内への進入禁止等の条件がございましたら、併せてご教示ください。	前者については、計量棟前に設置しているリヤカーにて受け入れています。（計量は未実施・無料扱い） 後者については、プラットホーム内に進入しないよう、また、ごみ収集車の動線とは異なる場所に誘導し、受け入れるようにしてください。
252	275	第3部	第2章 第2節	2 (7)	搬入管理 少量持込台数	「自転車、バイク等の台数は、100台/年である」とありますが、100台/月の間違いではないかご確認をお願いします。	お見込みのとおりです。
253	276	第3部	第2章 第2節	10	施設運転中の計測管理	頻度について稼働初期と安定操業期と記載がありますが、稼働初期の期間をご教示願います。	契約不適合責任期間と同様、引き渡し後3年とします。
254	276	第3部	第2章 第2節	10	施設運転中の計測管理	「運営事業者は、運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な 測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し」とありますが、見積積算のため作業環境測定の頻度や時期等をご提示いただけないでしょうか。	事業者提案とします。
255	276	第3部	第2章 第2節	10	施設運転中の計測管理	「稼働初期」、「安定操業期」の具体的な想定時期をご教示ください。	稼働初期については、回答253をご参照ください。安定操業期については、引き渡し後4年目以降とします。
256	280	第3部	第2章 第4節	1	備品・什器・物品の調達・管理	「なお、建設工事において、本市事務室、更衣室等の机、椅子、書棚等の備品・物品類は事業者が調達するものとする。 」とありますが、運営期間中に経年劣化などで机、椅子、書棚等の備品・物品類の更新が必要になった場合は貴市が調達するとの理解でよろしいでしょうか。	更新については事業者の負担とします。
257	280	第3部	第2章 第4節	1	備品・什器・物品の調達・管理	「運営期間中は運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う。」とありますが、運営期間中に貴市が使用する通信費やコピー用紙など、貴市の運営業務にかかる費用については、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	本市の通信費、コピー用紙等の費用については本市の負担とします。なお、環境学習、意識啓発に係る設備費、Wi-Fiに係る通信費等は事業者の負担とします。
258	286	第3部	第2章 第8節	5 (1)	周辺住民への対応	「本市とともに定期的に実施する住民説明会に参加すること。」とありますが、貴市が想定されている住民説明会の開催頻度と所要時間をご教示ください。	年3回、1時間程度を予定しています。

259	286	第3部	第2章 第8節	6	見学者対応	見学者対応について、以下ご教示ください。 ①見学の対象者は、事前予約者のみであり、事前予約なしの自由見学者対応はないものと考えてよろしいでしょうか。 ②見学の受付日は、日曜日、年末年始を除く平日、および受入時間は処理対象物の受付と同様に08:30～12:00、13:00～17:00までと考えてよろしいでしょうか	①お見込みのとおりです。ただし、当日の見学申請でも、市職員で対応可能な場合は、受け入れる可能性はあります。 ②基本的な見学の受付日は平日9:00～11:30、13:30～16:00です。
260	286	第3部	第2章 第8節	7	施設見学以外の住民の施設利用	「住民への会議室の貸し出しなど施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること」とありますが、予約等は受付管理で使用する事前予約システムを運営事業者が利用して対応することは可能でしょうか。 ９：００～２１：００の時間帯は常に運営事業者にて対応が必要でしょうか。	地域住民への貸出で、事前に市が電話で予約を受け付けます。年に２・３回程度の貸し出しなのでシステムの活用は必要ありません。また、入館受付は事業者の所掌となります。そのほかに、必要な対応はないと考えています。
261	286	第3部	第2章 第８節	7	施設見学以外の住民の施設利用	「住民への会議室の貸し出しなど施設見学以外の住民の施設利用に関する運用について、事前予約の有無をご教示いただけますでしょうか。なお、要予約の場合、予約受付はP8　「3 本市が行う業務範囲 シ 来場者及び電話への対応」に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	予約については上述の通り。予約受付はお見込みの通り。
262	286	第3部	第2章 第8節	7	施設見学以外の住民の施設利用	「住民への会議室の貸し出しなど施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること」とありますが、想定される年間利用件数、1日当たりの最大利用件数及び利用者数をご教示ください。	年間利用回数は3回で、利用者数は100人/回を想定しています。
263	286	第3部	第2章 第8節	7	施設見学以外の住民の施設利用	施設見学以外の住民の施設利用に当たり、事前予約の要否をご教示ください。 また、事前予約が必要な場合は、予約方法及び予約受付に係る業務所掌をご教示ください	事前予約は要で、市が電話で予約を受け付けます。
264	286	第3部	第2章 第8節	7	施設見学以外の住民の施設利用	「施設利用時間は、全日9：00～21：00とする。（休日も含む。）」とありますが、 施設見学以外の住民による施設利用については、ゴールデンウィーク、お盆期間及び年末年始（12月31日～1月3日）等の長期休暇は対象外との理解でよろしいでしょうか。	事業者は入館の受付（入場規制対応）が業務所掌となります。長期休暇は対象外と理解していただいて構いません。
265	286	第3部	第2章 第8節	7	施設見学以外の住民の施設利用	住民への会議室貸し出し等の施設利用対応（稼働開始後から実施）について、利用時間が「全日 9:00～21:00（休日含む）」と定められており、事業者が対応を行うこととされていますが、事業効率や安全管理上の懸念等に基づき実施有無に関しては提案・協議も許容されるという理解でよろしいでしょうか。 事業者実施必須の場合は、貸出を行う会議室は大会議室と中会議室でよろしいでしょうか？また、年間想定利用頻度や、夜間利用時の安全管理・鍵開閉管理における本市と事業者間の役割分担について補足情報があればご教示ください。	安全管理上の懸念であれば、提案・協議は許容します。利用する室は大会議室や中会議室を想定しています。年間３回程度の利用を見込んでおり、予約受付は市の所掌、入館時の受付や夜間利用時の安全管理・鍵開閉管理は事業者の所掌です。
266	－	添付資料	5	－	敷地造成計画	「添付資料.14_敷地関係の条件について」等に記載のある「事業者施工道路（接続部含む）」を除き、添付資料５に記載の内容（市道拡幅工事部分を含む）は、全て貴市にて施工を行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

267	－	添付資料	5	－	敷地造成計画	重力式擁壁について、大型揚重機が近接して作業する可能性があるため、擁壁に作用する荷重条件を確認できる詳細な仕様資料をご提示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
268	－	添付資料	13	－	仮設道路図（工事期間利用）	松山中央公園内の仮設道路敷設工事については、平日昼間の作業が可能と考えて宜しいでしょうか。その他特別な施工条件、関係機関（松山中央公園、市道、高速道路、いすみ川等）との協議事項等がございましたら、ご指示ください。	平日昼間の作業については、お見込みのとおりです。 特別な施工条件については、敷地所有者・管理者、監督官庁などと協議の上、設定してください。
269	－	添付資料	13	－	仮設道路図（工事期間利用）	事業者が実施する建設用仮設道路に係る工事は、事業契約締結後（令和10年4月想定）任意の時期に着手が可能と考えて宜しいでしょうか。不可の場合、着手可能な時期をご教示願います。	お見込みのとおりです。
270	添付資料14	―	―	―	敷地関係の条件について	敷地東側の坂路（紫色着色）は、事業者施工道路となっていますが、「添付12_市道拡幅・延伸設計」では、市道拡幅工事と併せて施工されるものと読み取れます。図面のとおり市様にて工事され、事業者に引き渡されると理解してよろしいでしょうか。 また、配置計画に応じて、事業者施工道路の幅や位置を提案してよろしいでしょうか。	前者については、添付資料14を正とします。 後者については提案を可とします。
271	－	添付資料	14	－	敷地関係の条件について	添付資料14の新施設エリアと旧施設エリアの境界付近において車両軌跡とともに車両が通行できるスペースが記載されていますが、敷地が狭小のため、一般車は維持管理車両動線・消石灰搬入車両動線を活用し、煙突まわりは通らない計画としていただけないでしょうか。 可能な場合、煙突周りの境界位置を旧施設側に移動いただけないでしょうか。	入札公告時に条件を示します。
272	－	添付資料	14	－	敷地関係の条件について	添付資料14の灰搬出車両の動線において、旧施設の地下タンク上部を通過していると思われます。燃料タンク上部は通過可能と理解してよろしいでしょうか。不可の場合は、燃料タンク上を通過しない形に動線および境界位置を見直されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
273	－	添付資料	14	－	敷地関係の条件について	「敷地拡大工事の範囲」が記載されておりますが、貴市施工範囲として理解してよろしいでしょうか。貴市施工範囲とした場合、本設として利用可能な範囲でしょうか。または、仮設利用が可能範囲と考えるものでしょうか。	本市の施工範囲ですが、傍示川の河川管理道3.0m程度は確保する必要があるため、敷地拡大範囲の図面を修正します。敷地拡大分より広い範囲を仮設として利用する場合は本市と事前に協議が必要です。
274	－	添付資料	14	－	敷地関係の条件について	図示の構内道路寸法は、建物外壁面からの最小寸法（仮囲い位置）と考えて宜しいでしょうか。	図示の構内道路寸法は、おおよその現南クリーセンターの施設運営に必要となる道路幅を示しています。建物外壁面からの最小寸法となる箇所もありますが、仮囲い位置は占有可能範囲の中としてください。
275	－	添付資料	14	－	敷地関係の条件について	同上、「敷地拡大工事の範囲」に、傍示川上が含まれています。当該範囲について、現敷地境界からの寸法をご提示ください。	現在、造成計画中のため、入札公告時に示します。 傍示川の河川管理道3.0m程度は確保する必要があるため、敷地拡大範囲の図面を修正します。敷地拡大分より広い範囲を仮設として利用する場合は本市と事前に協議必要です。

276	－	添付資料	19	－	搬出入車両概要	不燃粗大ごみ搬入車両として、添付資料19にはアームロール車及び脱着装置付コンテナ専用車が記載されています。一方で、添付資料35-02「現南クリーンセンター粗大ごみ搬入の流れについて」では、パッカー車及び平ボディ車による搬入のみが示されています。 不燃粗大ごみの搬入計画については、添付資料35-02に示される搬入フローを正とし、アームロール車及び脱着装置付コンテナ専用車による搬入は無いものとして計画してよろしいでしょうか。	搬入のメインとなる直営車両はパッカー車及び平ボディ車となります。アームロール車は中島（R7：年19回）、脱着装置付きコンテナ専用車は久万高原町（R7：年68回）からの搬入車両となります。
277	－	添付資料	19	－	搬出入車両概要	「資源残渣鉄（売却金属）」は、添付資料24_01記載の「大型金属」と同じでしょうか。 また、「堆肥化資源物」は、添付資料24_01記載の「剪定枝」と同じでしょうか。	お見込みのとおりです。
278	－	添付資料	22	－	時間別搬出入車両台数	添付資料22_7には3日分のシートがありますが、それぞれの日付についてお伺いします。 ①2025年12月27日 添付資料22_3ではR6の搬入車両最大日として提示いただいていますが、日付が2025年（R7）となっています。2024年の誤記でしょうか。 ②2025年12月30日 添付資料22_4のとおり、R7の搬入車両最大日という認識でよろしいでしょうか。 ③2026年1月6日 データを確認しましたが、一般車以外の台数が最大日という認識でよろしいでしょうか。 また、現在R6,R7のデータをいただいていますが、R5の搬入車両最大日（ごみ収集車両、一般持込車両）のデータもいただけないでしょうか。	①R7年度一般車の搬入車両最大日です。データ名称が間違いです。 ②R7年度全車両の搬入車両最大日です。 ③R7年度パッカー車の搬入車両最大日です。
279	－	添付資料	24	－	ストック対象物必要面積	処理不適物コンテナ置場の搬出頻度は0～2回/年程度と少ない一方で、搬出用コンテナは21㎥と大容量であり、これに対応する搬出車両も大型となるため、必要な作業スペースや車路幅の確保が施設計画全体に与える影響が大きいと考えます。 敷地条件も踏まえ、処理不適物の発生量及び搬出実績に応じたコンテナ容量についてご検討いただくことは可能でしょうか。コンテナ容量の縮小が可能な場合、搬出車両の小型化や必要スペースの縮減につながり、敷地の有効利用が図れるものと考えます。	入札公告時に示します。
280	－	添付資料	31 ／ 37	－	自営線計画概要 インフラ取り合い点（井水、上水、下水、都市ガス等）	建設予定地外の工事（自営線、下水道、都市ガス、余熱配管等）について、平日昼間、連続の作業が可能と考えて宜しいでしょうか。特別な施工条件等がございましたら、ご指示ください。（施工時期、作業時間、安全対策、工事エリアの制限、分割施工、関係機関との協議内容等） また、新設ルートと干渉する埋設配管、地中障害物はない、と考えて宜しいでしょうか。	平日昼間の作業については、お見込みのとおりです。ただし、競輪駐車場から競輪場までの間にある公園管理道を横断する施行については、夜間等に実施していただくようお願いします。 なお、特別な施工条件ついては敷地所有者・管理者、監督官庁などと協議の上、設定してください。 埋設配管、地中障害物の存在については入札公告時に示します。

281	添付資料31_1	―	―	2-2 a	３号橋下受電室	切替盤の操作は、停電に伴う自動切替え以外は、現場手動操作のみでよろしいでしょうか。新施設中央制御室や坊っちゃんスタジアム第一電気室等での遠方手動操作は必要でしょうか。	予備→常用への復帰作業は切替盤での手動操作とします。
282	添付資料31_1	―	―	2-3 d	松山中央公園（坊ちゃんスタジアム第一電気室）	本改造に伴う橋下受電室－坊っちゃんスタジアム第一電気室の当該盤間の制御・通信信号は既設ケーブルを流用できるものと考えてよろしいですか。	流用可とします。 制御・通信信号に関しては、必要に応じて追加してください。
283	-	添付資料31 自営線計画概要	2-7	-	自営線概要(補足資料)	松山中央公園(坊ちゃんスタジアム)設備内の常用発電機500kVAにおける供給負荷は「スタジアム照明(AC-GC)とあるため、 常用発電機は「当該施設が所内停電時に運転」して照明電源負荷に電源供給し、当該施設が「高圧受電している間は運転を停止する」運用と認識しています。 そのうえで常用線が停電状態で、新南クリーンセンター設備内の蒸気タービン発電機による自立運転時は、当該施設の電気室 S/S-1に設置されている常用発電機500kVAとの並列運転はしない運用と考えてよろしいでしょうか。 なお、並列運転を実施する場合は以下を懸念しております。 ・当該施設内の電気設備の改造が必要となること ・新南クリーンセンターと当該施設での制御線及び埋設管の敷設が必要となること ・制御が複雑化すること	現在、中央公園の常用発電機は、廃止届を提出したため、使用していません。
284	添付資料31_7				松山中央公園　単線結線図(既設)	松山中央公園にある常用発電機の運用方法についてご教示ください。	現在、中央公園の常用発電機は、廃止届を提出したため、使用していません。
285	添付資料31_7				松山中央公園　単線結線図(既設)	松山中央公園にある非常用発電機は、電力会社系統との瞬パラはありますか。	ありません。
286	―	添付資料	31_15 32_05	―	【設定条件】中央公園の電気使用量/新施設から余熱利用ポンプ室への蒸気供給量	添付資料31_15（電気使用量）および32_05（蒸気供給量）にて季節とその該当期間日程が記載されておりますが、添付資料間での期間のずれなどもありますので、以下の3期間に大別するものとし、その期間の電気使用量と蒸気消費量設計値は添付資料31_15と32_05の該当期間の3季節から代表値として使用することでよろしいでしょうか。	10月13日にお送りした追加資料『31_15_【設定条件】中央公園の電気使用量』『32_05_【設定条件】新施設からの蒸気供給量』について、蒸気供給量と電気使用量の時期を統一し簡素化を図った修正版を添付します。「追加添付資料5」を参照ください。本資料を基に検討をお願いします。
287	―	添付資料	32	―	余熱利用機械室	余熱利用機械室内の排水は新設焼却施設へ送水する必要はありますでしょうか。必要な場合は、送水量と水質データをいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
288	―	添付資料	32_05	―	【設定条件】新施設から余熱利用ポンプ室への蒸気供給量	アクアパレット閉館期間が5/16～6/15とありますが、添付資料32_3において、同期間の他に1～2月にかけても蒸気供給量が0kg/ｈの期間が存在します。新施設においては当該期間も蒸気供給が必要になると理解してよろしいでしょうか。 また、一日における変動幅を確認するため、設定根拠として使用された時間ごとの蒸気供給量データをご提示いただけないでしょうか。	1～2月は、既存施設の全炉休止期間にあたるため、蒸気供給量が0kg/hとなっています。当該機関もアクアパレットは営業しており、アクアパレットに設置されたボイラーを使用して加温しています。 時間ごとの蒸気供給量データは、入札公告時に示します。

289	-	添付資料32 蒸気供給の概要	_05	-	【設定条件】新施設からの蒸気供給量	アクアパレット閉館期間は約1ヶ月間(5月-6月)で毎年固定という理解でよろしいでしょうか。	原則5月-6月のうち、1か月間の固定とご認識いただいたので構いません。
290	—	添付資料	35	—	現南クリーンセンター粗大ごみ搬入の流れについて	現状、南クリーンセンターへは、他粗大、小型家電のごみが分別されて来るように想定されます。新南クリーンセンターへの搬入ごみ（粗大系）も同様に、分別されて搬入されますでしょうか。	新施設でも現況と同等の分別（一部混載がある）にて搬入されます。
291	—	添付資料	37	—	インフラ取り合い点（井水、上水、下水、都市ガス等）	上水、生活排水、蒸気、電力のインフラ接続点が工事用地外に伸びています。工事計画の検討のため、現南クリーンセンター、いずみ川、駐車場、多目的競技場周辺の詳細図面及び埋設管敷設工事が可能な条件をご提示いただけますでしょうか。また、条件によってはトレンチピットなどを施工可能と理解してよろしいでしょうか。	自営線の配管のほか、下水道管や都市ガス管の埋設工事についても、本市での施工も検討しています。そのため、公告時に内容をお示しするとともに、本事業に含める場合には、図面も併せてお示しいたします。
292	—	添付資料	37	—	インフラ取り合い点（井水、上水、下水、都市ガス等）	「37_04_井戸設置箇所想定図」に記載の「既設ヤード（移設）400m2」、「現場事務所（維持管理用）200m2」、「井戸（移設）90m2」、「駐車場（既施設職員用）54台」については、用地及びインフラ等の整備を含め、本工事所掌外と考えて宜しいでしょうか。 当該用地については、貴市にて整備、維持管理を行うものとし、本工事仮設用地として利用できない（原則工事関係者は立ち入らない）と考えて宜しいでしょうか。 貴市利用範囲（通路等を含めた必要面積）をご指示ください。	お見込みのとおりです。 37_04井戸設置箇所想定図を更新します。建設事業者ヤードは約4010㎡となる見込みであり、専用で利用できます。 軌跡を示している工事用通路は維持管理用車両（一般車両は通行不可）と共用で使用していただけますが、路面の維持管理および市道余土215号線と工事用車両の出入り口付近の交通誘導員の管理は本工事所掌とします。
293	—	添付資料	37	—	インフラ取り合い点（井水、上水、下水、都市ガス等）	松山中央公園駐車場の借地について、設計･建設期間中（返却は竣工･引渡し後）は建設事業者が利用できると考えて宜しいでしょうか。 ご貸与頂ける用地の面積、貸与期間、利用用途、安全対策等の条件や作業制限がございましたらご指示ください。	お見込みのとおりです。 用地面積は、現場事務所（建設用）1000m^2、資材置場2300m^2、駐車場（建設作業員用）130台分と示した力所になります。貸与期間は、契約締結時から令和15年度末までとなりす。 利用用途は、仮設事務所の設置、工事関係者用の駐車場、資材置場、工事車両の通行等になります。 安全対策、作業制限等ついては敷地所有者・管理者、監督官庁などと協議の上、設定してください。
294	—	添付資料	37	—	インフラ取り合い点（井水、上水、下水、都市ガス等）	松山中央公園駐車場の借地廻りのインフラ取合い点（上水および電力）は、本工場と同じと考えて宜しいでしょうか。 また、排水については本工事と同様の考え方で計画が可能と考えてよろしいでしょうか。	インフラ取り合い点、排水については敷地所有者・管理者、監督官庁などと協議の上、設定してください。
295	添付資料37_1	—	—	—	インフラ取り合い点	上水取り合い点における管径を教えてください。	上水本管はDIP（ダクタイル鋳鉄管）150Aです。
296	—	添付資料	38	—	井水水質	平成11年の水質試験結果1点を提示いただいていますが、最近の水質試験結果があればご提示お願いいたします。	現在提供できる資料は本資料のみです。R9年2月頃に新たにさく井した井戸の水質試験結果は入札公告時に示します。

R8.10.30

要求水準書に係る質問に対する回答書(2)

No	頁	項目名	内容	回答
1	1	第1部 第1章　第1節 本書の遵守	要求水準書に明記されていない設備・業務等について、「本事業の目的達成のため必要」と判断された場合、民間事業者の責任及び費用負担により実施するものとされていますが、当該判断はどのような基準により行われるのでしょうか。 また、入札時点で合理的に予見できなかった設備・業務が追加となる場合の費用負担及び契約金額の変更についての考え方について、ご教示ください。	前者の「本事業の目的達成のため必要」かは、本事業をDBO方式で実施することを鑑み、事業者の経験、ノウハウ、創意工夫等に基づき提案された内容に対し、要求水準書の趣旨等を踏まえて妥当かどうかについて本市と事業者で協議のうえ判断します。 後者については、事象に応じて本市と事業者で協議し決定します。
2	3	第1部 第2章 用語の定義	No9受入れ対象物の定義において、③その他に「可燃資源残渣(本施設以外の資源化施設等で発生する残渣)」とありますが、具体的には「どこ」から「どのような物」を受け入れるのかご教示ください。	構成市町で回収し資源化しているプラスチック類・金物ガラス類・紙類に混入している可燃物です。各資源化業者から搬入があります。
3	6	第1部 第3章 第2節 2(1) 受付管理業務	導入する事前予約システムについて、要求水準書添付資料「43_事前予約システム概要」において、令和10年度に貴市が仮の事前予約システムを導入し、事業開始後は事業者が新たに導入した事前予約システムの運用、維持管理およびサーバー管理費の負担を運営事業者側が行うとの理解で宜しいでしょうか。 その際、事業開始後とは運営期間開始時(令和15年度末)との理解で宜しいでしょうか。	市が導入する仮の事前予約システムは新施設に流用しません。新たに新施設用に導入してください。
4	6	1 本施設の設計・建設業務	土壌汚染対策工事および残置物解体撤去工事について、「事業範囲は入札公告時に示す予定である。」とのことですが、本見積においては範囲外との理解でよろしいでしょうか。	本見積の範囲外とします。
5	7	第1部 第3章 第2節 2(5) 余熱利用管理業務	「小売電気事業者から請求される買電料金全額を支払った後、中央公園及び余熱利用ポンプ室へ供給した買電電力にかかる料金について、本市に請求し精算するものとする。」とありますが、供給した買電電力とは、それぞれに供給した電力量であり、基本料金および従量料金を含むとの理解で宜しいでしょうか。また、その際の基本料金の按分方法について具体案があればご教示ください。	「追加添付資料6」を基に、運営費の算出をお願いいたします。
6	7	(5)余熱利用管理業務	中央公園及び余熱利用ポンプ室へ供給した買電電力にかかる料金について、基本料金も含めて貴市に請求し精算するものとの理解でよろしいでしょうか。	基本料金は、本事業内での精算とします。一方で、中央公園及び余熱利用ポンプ室へ供給した買電電力にかかる料金については、毎年度本市に請求していただき清算とします。
7	7	(6)搬出管理業務	破砕鉄及び破砕アルミの運搬、資源化について、本見積においては範囲内とし、令和7年度実績単価を用いて算出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通り
8	16	第1部 第4章 第1節 3-3 搬入日時	「※発生頻度はまれであるが、構成市町等の搬入車両が上記搬入時間を超過し来場した場合の受け入れ対応も行うこと。」との記載がありますが、その際は事前に事業者へ連絡が行われるとの理解で宜しいでしょうか。　また、想定されている超過時間および想定を超える時間外対応が発生した場合の人件費等の追加費用の考え方についてご教示ください。	本市の委託・直営及び他市町の車両に限ると、令和7年度実績では、12/29(委託車両2台で最終17:01)と12/31(16台で最終15:21)の2日間が該当します。一般車両は事前予約性の導入により営業時間を超えての入場はないものと考えています。
9	20	第1部 第4章 第2節 1(3) 計画ごみ質	「※低位発熱量及び三成分については、本市で実施する製品プラスチックの分別を考慮して、補正を行っている。」との記載がありますが、今後の分別制度変更等により、ごみ質が計画値から大きく変動した場合、設備性能及び運営費への影響について、要求水準の見直し又は費用調整を行うことなどの考え方についてご教示ください。	ごみ質変動時の要求水準の見直し、費用調整等については、入札公告時に入札説明書、契約書等において示します。
10	124	4 自営線設置工事	自営線設置工事について、本見積においては①自営線設置工事をDBO 事業とは別に発注または②自営線用の配管等の埋設工事のどちらの条件にすればよろしいでしょうか。	自営線設置に係る全ての工事一式を示します。

11	217	第2部 第5章 第2節 1-1(10) 設計方針	「本施設内に AED(自動体外式除細動器)を設置すること。」との記載がありますが、設置数、場所については運営事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	可とします。
12	258	第2部 第6章 第1節 2(5) 多目的広場	「多目的広場の用地として使用すること。多目的広場兼グラウンドゴルフ場(雨水貯留施設を含む)、広場用駐車場、広場利用者用トイレを設けること。また、跡地エリアに空き地が生じる場合についても、「新施設を含む緑化率を考慮して、舗装、植栽等により整備すること。」炉の記載がありますが、多目的広場は芝生等で整備を予定しているのでしょうか。また、広場利用者用トイレ、植栽等の維持管理も運営事業者の所掌でしょうか。	多目的広場は芝生で整備することを想定してます。また、跡地で市が整備するものの維持管理は、市の所掌としますが、将来的に本運営事業に組み込む可能性はあります。その際には、両者協議のもと、変更契約等により対応したいと考えています。
13	270	第3部 第1章 第4節 4(1) 第三者機関による全機能検査の実施	「第三者機関による全機能検査の実施」との記載がありますが、第三者機関による精密機能検査との実施目的と実施内容の違い及び全機能検査の実施時期について、ご教示ください。	全機能検査とは精密機能検査に加えて、プラント施設の性能、耐用度等、全般にわたって確認する検査を示します。運営期間最終年度に実施する予定です。
14	273	第3部 第2章 第1節 2(2) ごみ手数料の収納など	「収納した料金は、その金額を本市に報告した上で、本市が定める方法によって本市の指定金融期間に払い込むものとする。」本市が定める方法(収納場所、頻度、書類等)について具体的にご教示ください。	収納した料金(現金)は、本市が指定する金融機関(HP参照)に振り込んでください。 その際の頻度・書類等については、定めがあるものではありませんが、運営が始まる前の協議により詳細を決めることになります。 また、参考になりますが、西クリーンセンターでは、本市が設置するキャッシュレス決済端末を使用しており、ごみ処理手数料から決済手数料を差し引いた額が、端末業者から毎月1回、本市に振り込まれております。
15	274	第3部 第2章 第2節 1(4)オ 年間運転日数及び運転時間	「年間運転管理計画の立案に際しては、松山市西クリーンセンターの計画を踏まえたものとする必要があるため、本市と調整を図ること。」との記載がありますが、松山市西クリーンセンターの計画との調整の目的についてご教示ください。	休炉時期が重ならないよう調整を図ることを目的としています。
16	274 ～ 275	第3部 第2章 第2節 2(5) 搬入管理	「本誌は、可燃ごみについて不定期に、搬入車両に対してプラットホームにて展開検査を行う。運営事業者は、本誌が実施する展開検査に協力すること。」との記載がありますが、既設での展開検査実績についてご教示ください。	昨今の展開検査実績は0回ですが、2回/年、各2台程度の実施を見込んでください。
17	275	第3部 第2章 第2節 6 災害発生時等の協力	「震災その他不測の事態により、本書に示す災害廃棄物を含む計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理に協力すること。」との記載がありますが、災害廃棄物処理に伴う追加人員、休日・時間外勤務、燃料・薬剤、修繕、消耗品等の追加費用については、通常の運営業務委託料とは別途精算されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	276	第3部 第2章 第2節 10(1) 環境保全業務	表中の頻度において、「稼働初期」と「安定操業期」とありますが、稼働初期とは何年を見込んでいますでしょうか(運営事業者の提案でよいか)運営費用積算に影響しますのでご教示ください。	契約不適合責任期間と同様、引き渡し後3年とします。
19	283	第3部 第2章 第5節 2(1) 電力の取り扱い	「運営事業者は、運営期間を通じ、安定した電力の供給を行うため小売電気事業者と本施設の買電に係る契約を締結する。」の記載があり、実施方針の6ページ⑤ 余熱利用管理業務に「売電契約は本市が行い、余剰電力の売電収入は本市に帰属する。」との記載があります。22、23ページ別紙1 本事業の事業スキーム(例)に「※発電した電力の一部は運営事業者を介して小売電気事業者へ売電」との記載があります。つきましては「運営事業者を介する」との具体的な内容についてご教示ください。	松山中央公園や余熱利用ポンプ室への電力供給分を除いた余剰電力を小売電気事業者に売電することを示したスキーム図であり、運営事業者を介して売電するものではございません。

20	283	第3部 第2章 第6節 2(2) 施設外への搬出	「運営事業者は、本施設の運転に伴い発生する破砕鉄及び破砕アルミの搬出車両の積み込み、運搬、資源化(売却益は運営事業者に帰属する。)を行うこと」と記載がありますが、売却先は、運営事業所が選定するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	284	第3部 第2章 第7節 1(3) 年報	「運営事業者の経営状況(事業収支) ※公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3ヶ月以内に、監査報告書を提出すること。」との記載がありますが、SPCを設立しない場合は事業者の財務諸表等を提出するとの理解で宜しいでしょうか。 また、事業者が非上場会社の場合で公認会計士等の監査を受けていない場合は、監査報告書は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	SPCを設置しない場合は、事業者の財務諸表と本事業の事業収支が確認できる資料の提示を求めます。 事業者が公認会計士等の監査を受けていない場合は、監査報告書は必要ないですが、事業者の財務諸表の提出を求めます。
22	285	第3部 第2章 第7節 4 情報発信	「運営事業者は、運営期間を通じて当該ホームページにより、本施設に関する運転データ等を公開すること。」との記載がありますが、運転データ等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのデータを想定していますが、詳細は実施設計時に事業者と協議し決定します。
23	286	第3部 第2章 第8節 7 施設見学以外の住民の施設利用	「住民への会議室の貸し出しなど施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること。」との記載がありますが、住民の対象範囲、無償・有償、飲食等の可否、施設設備(災害時に利用を想定している調理スペース、会議室の備品等)の利用、予約対応等について、現時点で想定されている内容についてご教示ください。	地元住民を対象に無償で貸し出します。飲食は可、施設設備の利用は要望によりますが、可とします。予約受付は市の所掌です。
24	添付資料5, 14	造成工事エリア	添付資料14の占有不可範囲(旧施設エリア)の一部区域(展望台西側)が、造成工事予定範囲と重複しているように見受けられ、造成後は通行が困難になると想定されます。造成範囲、事業者が行う配置計画は添付資料5を正とするとの理解でよろしいでしょうか。	現在、造成計画中のため、入札公告時に示しますが、添付資料14に近い形で既存施設の運用に支障を生じない造成計画とします。
25	添付資料10_02	制限高さ	制限高さは、東京湾の平均海面を基準とした海抜(T.P.)で表記されていると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	添付資料14	敷地拡大工事	添付資料14に示される敷地拡大工事の詳細をご提示願います。	現在、造成計画中のため、入札公告時に示します。
27	添付資料24_01	直営戸別回収金属製粗大ごみコンテナ置場	直営戸別回収金属製粗大ごみコンテナ置場は、搬出用の12m3のコンテナを1基設け、その他、車両が可能な限り停車できるスペースを設けるとの理解でよろしいでしょうか。	加えてコンテナの付きおろし作業スペースを考慮してください。
28	添付資料24_01	処理不適物置場	新施設の欄は「下記参照」となっていますが、どの部分を参照すればよろしいでしょうか。	分別棟内に保管する処理不適物は、雨に触れた際に影響がある消火器等となります。添付資料24の処理不適物置場は、パッカー車の荷下ろし場であるため、下記のように読み替えてください。 なお、「添付資料24_01」の修正版として、「追加添付資料1」を参照ください。 【屋外ヤード想定】 (事業者提案)
29	添付資料37	燃料	「建設事業者は都市ガスの引き込み工事を行うこと。なお、建設工事に際して、工事負担金の変更が生じた場合には実費分との差額を精算する。」とありますが、添付資料37_02に示すガスメーターまでの都市ガス敷設工事が工事負担金に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

30	添付資料38	井水	井水に必要な処理設備を検討するために、以下の項目（シリカ（SiO2）、酸消費量、硫酸イオン、電気伝導率、硝酸イオン、亜硝酸イオン、アンモニウムイオン）をご提示いただけないでしょうか。 提示が難しい場合、事業者側で採水させていただくことは可能でしょうか。	ろ過後の分析資料はございますが、必要と思われるろ過前の分析資料は建設当初のものしかございません。事業者側で採水、分析することは可能です。 なお、井水処理水の水質試験結果は、「追加添付資料2」をご確認ください。また、参考として、純水装置更新時の井戸処理水の水質を示した「追加添付資料4」を参照ください。
31	添付資料43	事前予約システム	事前予約システムの諸条件で、「（40台/hを想定）※台数制限の上限は適宜変更可能とする」との記載がありますが、提案時点においては最大40台/h程度の搬入があると想定した待車スペースを確保すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	添付資料43	少量持込エリア	「自転車・バイク等による予約はなしで、来場時に事業者事務所に連絡し対応」とありますが、少量持込エリア付近に人員の配置は不要であり、来場者から都度連絡を受け、受付を行うとの理解でよろしいでしょうか。また、受付・計量方法は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 受付・計量方法は事業者提案としますが、市の承諾を得てください。

R8.10.30

要求水準書に係る意見に対する回答書

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1						実施方針に対する質疑事項の扱いについて、公告で公表される質疑対象資料に変更がない限りは、入札公告以降も有効とさせていただけないでしょうか。	実施方針等は、現時点のものであり、入札公告時に公表する入札説明書及び要求水準書等で正式にお示しします。 なお、「実施方針」と「要求水準書（案）」に対する質問・意見に対する回答は、原則、入札説明書及び要求水準書へ引き継ぐ予定です。
2	3	第1部	第2章	17	運営業務	定義が「運営事業者」のものとなっているので、ご訂正をお願いいたします。	ご意見を踏まえて検討します。
3	21	第1部	第4章 第2節	1(3)ウ	計画ごみ質 元素組成	表に示されている元素組成は基準ごみ時の値でしょうか。また、可能であれば、高質ごみおよび低質ごみ時の数値を示していただけないでしょうか。	前者については、お見込みのとおりです。 後者については、事業者提案とします。
4	22	第1部	第4章 第2節	1-1(7)	受入供給設備 プラットホーム	プラットホームの有効幅が20m以上とありますが、有効幅を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
5	23	第1部	第4章 第2節	1-1(7)	飛灰処理設備	飛灰ピット容量が7日分以上とありますが、飛灰貯留槽と合わせて7日分以上とさせていただけないでしょうか。	可とします。 要求水準書P141（6）特記事項アをご参照ください。
6	23	第1部	第4章 第2節	1-1(7)	排水処理設備 ごみピット汚水	ごみピット汚水の処理については、ごみピットへ戻すことを含め事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
7	23	第1部	第4章 第2節	1-2 (3)ア	余熱利用計画 場外関係	松山中央公園への自営線による送電について下記の懸念事項があります。 ・松山中央公園への送電は敷地外工事の上、埋設管路が長距離となります。 ・松山中央公園の消費電力が大きいため蒸気タービン発電機の負荷としますと、自立運転時や発電機停止時に、発電機の過負荷による全停電やデマンドオーバーの可能性があります。 ・他施設様の盤の改造等が必要となりますが、責任区分が不明瞭になる上、詳細が未確定のため、納入メーカ以外が実施することが困難です。 以上の理由により、託送方式としていただけないでしょうか。	不可とします。
8	23 95	第1部 第2部	第4章 第2節 第2章 第3節	1-3(1) 4	炉内温度 助燃装置	「廃棄物処理施設の発注仕様書及び要求水準書作成の手引き（第3版）」には「燃焼室出口温度【800】℃以上」の記載を根拠に、燃焼室出口温度およびバーナ能力の焼却炉内温度を800℃以上とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
9	36	第2部	第1章 第1節	3(1)	環境保全計画 騒音	「騒音の発生源となる設備は極力建屋内の外壁に面していない部屋に設置する」とありますが、騒音規制を確実に遵守することを前提として、プラント設備については、設備毎で区別した中で計画してよろしいでしょうか。 （例：蒸気タービン発電機や蒸気復水器などは、機能性・メンテナンス性を優先し、外壁に面して配置）	可とします。
10	39	第2部	第1章 第3節	1(2)	供給条件 用水	純水装置の設計にあたり、井水の以下の水質情報をご提供願います（添付資料38にない項目有り）。 過マンガン酸消費量（CODMn）、カリウムイオン、アンモニウムイオン、硫酸イオン、イオン状シリカ、炭酸イオン、COD、ノルマンヘキサン。 ご提供が難しい場合は、事業者が自主分析するため、井水のサンプルをご提供、または自主サンプリングさせていただけないでしょうか。	井戸処理水の分析結果をお示します。（ご所望の項目を満たすものではありません。）井水処理水の水質試験結果は、「追加添付資料2」をご確認ください。また、参考として、純水装置更新時の井戸処理水の水質を示した「追加添付資料4」を参照ください。 なお、井水を自主サンプリングし分析することは問題ありません。

11	43 ／ 46	第2部	第1章 第3節	8(7)エ ／ 10(9) ア	建設作業騒音・振動対策 ／ 工事に係る周辺環境保全対策	「～低振動型建設機械を使用」とあります。国土交通省の指定型式において、令和8年6月時点で低騒音型建設機械は7,280機種が指定されている一方、低振動型建設機械の指定は43機種に限られています。 対象機械の確保が非常の困難であるため、低振動型機種の採用については、努力義務とさせて頂きたくお願いいたします。	本質疑に関連する事項として、環境影響評価における環境保全措置の内容が挙げられます。保全措置では、「可能な限り低振動型の建設機械を採用することにより…」と記載していることから、努力義務としていただいて差支えありません。 ただし、環境影響の低減に努めてください。 なお、環境影響評価における環境保全措置を「追加添付資料3」に示すため、該当資料の保全措置を遵守してください。
12	63	第2部	第2章 第1節	1(8)	設備概要	機器それぞれの給油頻度や作業性等を考慮して、集中給油、自動給油だけでなく、個別給油も含めて計画してよろしいでしょうか。	可とします。
13	68	第2部	第2章 第1節	6(3)	ポンプ	基礎の設置個数については、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
14	68 69	第2部	第2章 第1節	7(1)～ (6)	冬季対策	建設予定地における気象条件は、これらの対策が必要な環境なのでしょうか。これらのご指定を緩和いただくことは可能でしょうか。	可とします。
15	70	第2部	第2章 第1節	9(8)	その他	騒音が80dbを上回るものについては、「減音対策を施す」として、対策の選定における幅を広げていただくことは可能でしょうか。	可とします。
16	73	第2部	第2章 第2節	1(5)ケ	計量機 特記事項	「積載台を地面から50～100 ㎜程度嵩上げし、雨水がピット部に流入しにくくするとともに、基礎部のピット排水対策を講じること。」とあり、ピット型を指定されていますが、雨水流入のないピットレス型を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
17	73	第2部	第2章 第2節	1(5)カ	計量機 特記事項	カードリーダポストにて料金表示はできますので、料金電光表示盤は不要としてよろしいでしょうか。	可とします。表示内容について視認性に配慮してください。
18	74	第2部	第2章 第2節	1(5)ト	計量機 特記事項	搬入車両の過積載の検知、警報の発報については指定とせず、提案としていただくことは可能でしょうか。	可とします。
19	80	第2部	第2章 第2節	2-6 (7)タ	ごみ投入扉 特記事項	(5)イ 主要材質 において、カッコ書きの提案とされていますが、一方、特記事項では「耐食性を持つ材質」とのご指定です。 材質はカッコ書きのとおり提案との理解でよろしいでしょうか。 また、ダンピングボックスの材質についても同様に提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	80	第2部	第2章 第2節	2-6 (7)ツ	ごみ投入扉 特記事項	集中給油方式と無給油方式のご指定に対して、給油方式は提案とさせていただくことは可能でしょうか。	可とします。
21	81	第2部	第2章 第2節	2-7 (3)ア	ダンピングボックス 主要項目 作動時間	作動時間は指定とせず、提案としていただくことは可能でしょうか。	可とします。
22	82	第2部	第2章 第2節	2-8 (5)シ	ごみピット 特記事項	ごみピットの汚水の処理方法については、事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
23	83	第2部	第2章 第2節	2-8 (5)ナ	ごみピット 特記事項	スクリーンを設置しますと、目詰まりによる排水不良の恐れがありますので、ごみピット周囲壁に排水口を設置する対応でお認めいただけないでしょうか。	可とします。

24	86	第2部	第2章 第2節	2-11 (4)イ	薬剤噴霧装置 主要機器 防虫用	ごみピットへの防虫剤噴霧は、対象エリアが広いことから、あまり効果が期待できないと考えますので、防虫設備の設置要否は提案としてよろしいでしょうか。	要求水準のとおりとします。
25	87	第2部	第2章 第2節	2-11 (7)エ	薬剤噴霧装置 特記事項	防臭剤についてはプラットホーム側に噴霧することを想定しています。 クレーン操作室からはプラットホームの状況を確認できないため、タイマー制御および手動操作とし、遠隔操作は安全に配慮して無しとしていただけないでしょうか。	可とします。
26	89	第2部	第2章 第3節	1(4)	ごみ投入ホッパ 付属品 ア ホッパゲート及び駆動装置 １式 イ ブリッジ検出及び解消装置 １式	「ア ホッパゲート及び駆動装置」と「イ ブリッジ検出及び解消装置」については、「（兼用可）」と追記いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。
27	89	第2部	第2章 第3節	1(5) イ、カ	ごみ投入ホッパ 特記事項	ブリッジが生じた場合は速やかに検出、解消ができる装置と、ホッパゲート（開閉蓋）は兼用としても良いでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。
28	92	第2部	第2章 第3節	3-2 (2)(4)	油圧駆動装置 数量 主要項目	以下の構成を提案することは可能でしょうか。 ユニットの数量　１ユニット 油圧ポンプ数量　２基（各炉用） ＋交互運転用１基(共通) ＝合計３基	可とします。
29	94	第2部	第2章 第3節	3-4 (5)ス	焼却炉本体 特記事項	水冷ジャケットの対象箇所の冷却方法は、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
30	94	第2部	第2章 第3節	3-5 (5)キ	落じんホッパ シュート 特記事項	「落じん落下管はブリッジを起さない構造とするが、発生した場合に備えてブリッジ警報装置及び解除装置を設けること。」とありますが、以下のように見直していただけないでしょうか。 「落じん落下管はブリッジが発生しない構造とし、円滑な落じん排出が可能なシステムとすること。なお、運転上必要と判断される場合は、ブリッジの検知及び解消手段を設けること。」	ご意見として承ります。
31	95	第2部	第2章 第3節	4-1、 4-2 (6)エ	助燃バーナー 再燃バーナー― 感震装置	感震装置は、バーナーの付帯機器としない構成で提案することは可能でしょうか。別途手配する感震装置からの信号を基にＤＣＳから非常停止信号を各バーナ―に送る方法を考えています。	可とします。
32	104	第2部	第2章 第4節	6(4)ウ	ボイラ用薬液注入装置 特記事項	「タンクの容量は、基準ごみ時使用量の７日分以上」とありますが、薬品は搬入荷姿での倉庫保管とし、タンク容量と倉庫保管分の合計で7日分以上とすることは可能でしょうか。	可とします。
33	108	第2部	第2章 第4節	9(5)ケ	蒸気復水器 特記事項	建設予定地における気象条件は、記載されている内容の対策が必要な環境なのでしょうか。ご指定の内容を緩和いただくことは可能でしょうか。	可とします。
34	109	第2部	第2章 第4節	10(4)エ	復水タンク 特記事項	建設予定地における気象条件は、記載されている内容の対策が必要な環境なのでしょうか。ご指定の内容を緩和いただくことは可能でしょうか。	可とします。

35	109	第2部	第2章 第4節	11(4) イ	純水装置 主要機器 イオン再生装置	塩酸貯槽および苛性ソーダ貯槽は排水処理設備に設ける貯槽と兼用でもよろしいでしょうか。	可とします。
36	110	第2部	第2章 第4節	14(3)ア	安全弁用消音器 主要項目 （1基につき）	アキュムレーター安全弁は、必要に応じて設置することでもよろしいでしょうか。	可とします。
37	111	第2部	第2章 第4節	14(4)ウ	安全弁用消音器 特記事項	吹出蒸気の放出先については、すべて屋上へ導くのではなく、安全に配慮することを前提として、一部については蒸気復水器エリアとすることは可能でしょうか。	可とします。
38	118	第2部	第2章 第6節	1-1 (6)ス	蒸気タービン バイパス用、排気ダクト用消音器	排気ダクト用消音器は、敷地境界の騒音基準値を守ることを前提に採用しない計画でもよろしいでしょうか。	可とします。
39	127	第2部	第2章 第7節	4(3) ウ(ウ)	風道 エキスパンション （SUS製）	非金属製伸縮継手を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
40	129	第2部	第2章 第7節	6(3)コ	排ガス再循環送風機 （イ）冷却水供給設備　１式 （ウ）接点付温度計　１式	空冷式の採用を提案することは可能でしょうか。 また、接点付温度計のご指定を免除いただくことは可能でしょうか。	可とします。
41	132	第2部	第2章 第8節	1	焼却炉下コンベア	施設でコンベヤ名称が異なりますので、統一を希望します。 可燃ごみ処理施設　→コンベア 粗大ごみ処理施設　→コンベヤ	ご意見として承ります。
42	133	第2部	第2章 第8節	2(8)ケ	灰押出装置 特記事項	「焼却灰の含水率を20～25%にすること」について、発塵しない程度を条件に事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	可とします。
43	135	第2部	第2章 第8節	6(3) ウ（ウ）	灰クレーン バケット 数量	バケット数量を1基とすることは可能でしょうか。また、可能でない場合、2基（交互運転）と記載されていますが、その内訳は常用バケット1基、予備バケット1基との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	136	第2部	第2章 第8節	6(3)ケ	灰クレーン操作方式	操作方式が、半自動及び現場手動となっておりますが、全自動化方式の採用も可としていただけないでしょうか。	可とします。
45	136	第2部	第2章 第8節	6(3)ケ	灰クレーン 主要項目 操作方式	200ページ,第4章,第2節,2(1)エ「ごみクレーン・灰クレーンの運転制御」では「攪拌、投入、つかみ量調整、積替、その他」と記載されています。半自動ではつかみ量調整、積替機能がないため、つかみ量調整および積替機能が必要な場合は、「全自動」と記載願います。	可とします。
46	136	第2部	第2章 第8節	6(4)イ	灰クレーン 特記事項	通路幅について、「走行レールに沿って、両側に幅600㎜以上の安全通路を設けるものとすること」とありますが、クレーン等安全規則を遵守し、建築物との間600㎜以上、柱等に接する箇所は400㎜以上を確保する計画としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 走行レールに沿って両側に安全規則、法規等に準拠した安全通路を設けることとします。
47	145	第2部	第2章 第9節	4	ポンプ類仕様 消火栓ポンプ	消火栓ポンプを１台とすることは可能でしょうか。	可とします。
48	147	第2部	第2章 第10節	(8)	排水処理設備	再利用水水質基準を提案とさせていただくことは可能でしょうか。	可とします。
49	148 149	第2部	第2章 第10節	1-4 1-5 1-6 1-7	ごみ汚水ろ過器、ろ液潮流槽、ごみ汚水噴霧ポンプ、ごみ汚水噴霧器	ごみピット汚水はごみピットへ戻すことを含め提案とさせていただき、1-4～1-7の機器は必要に応じて設置とさせていただくことは可能でしょうか。	ごみピット汚水の処理は炉内噴霧とします。これに係る必要な設備機器を整備してください。

50	152	第2部	第2章 第11節	1-1(3) カ（イ）	雑用空気圧縮機 付帯機器 空気タンク	空気タンクは、空気圧縮機の交互運転用と併せた複数基に対して共通１基の設置でもよろしいでしょうか。	可とします。
51	155	第2部	第2章 第11節	7	炉内清掃時用ろ過式集じん器	炉内清掃時は誘引送風機を運転し、炉内を負圧にして行うため、「（必要に応じ設置）」と追記いただけないでしょうか。	可とします。
52	160 170	第2部	第3章 第2節	1-1 (5)チ 1-12	粗大ごみ用プラットホーム 特記事項 薬剤噴霧装置	可燃ごみ処理施設とプラットホームを兼用する場合は、プラットホーム監視室、便所（男女別）、倉庫等および薬剤噴霧装置を共用で計画してよろしいでしょうか。	可とします。
53	168	第2部	第3章 第2節	1-9 (4)ア	粗大ごみクレーン 特記事項	粗大ごみクレーンは1基であることから、格納場所についてはランウェイ片側のみの設置としてよろしいでしょうか。	可とします。
54	187	第2部	第4章 第1節	4-1 (3)	蒸気タービン発電機連絡盤 主要機器	主要機器については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
55	187	第2部	第4章 第1節	4-2 (3)	非常用発電機連絡盤 主要機器	主要機器については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
56	188	第2部	第4章 第1節	4-3 (4)オ	高圧配電盤 進相コンデンサ主幹盤	進相コンデンサ盤を高圧配電盤と母線接続による列盤構成とすることで、主幹盤を省略させていただけないでしょうか。	提案を可とします。
57	188	第2部	第4章 第1節	4-3 (4)カ	高圧配電盤 粗大ごみ処理施設電源分電盤	粗大ごみ処理施設への送電電圧は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
58	189	第2部	第4章 第1節	4-6	電力監視設備	「ごみ処理プロセスの監視端末とは独立して・・」とありますが、DCSに電力監視操作機能を組込み、専用画面を設け、兼用のオペレーターズコンソールにて監視、操作する方式とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
59	190	第2部	第4章 第1節	6-1(1)	低圧動力制御盤 （コントロールセンタ） 形式	JEM1265に準拠した電磁集合盤形式の採用もお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
60	191	第2部	第4章 第1節	6-2(1)	現場制御盤 形式	壁掛形の採用もお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
61	192	第2部	第4章 第1節	6-2 (5)イ	現場制御盤 特記事項	形式について壁掛形をお認め頂ける場合、壁掛形では盤内照明を省略させていただけないでしょうか。	提案を可とします。
62	192	第2部	第4章 第1節	6-3(1)	現場操作盤 形式	形式について、アルミダイカスト製汎用コントロールボックスの採用もお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
63	192	第2部	第4章 第1節	6-3 (5)カ	現場操作盤 特記事項	スペースヒータの取付けについては、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
64	195	第2部	第4章 第1節	7-1 (4)ウ （オ）	非常用発電設備 自動力率調整装置	系統連係しない非常用発電機のため、自動力率調整装置は使用しないので、削除としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
65	197	第2部	第4章 第1節	8(1)ア	盤の構造 特記事項	板厚については、国土交通大臣官房庁営繕部監修『電気設備工事標準仕様書』に準拠したものとさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
66	198	第2部	第4章 第1節	10(3)イ	保守用電源 主要項目	MCCBとなっていますが、用途上、漏電遮断器(ELCB)としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

67	198	第2部	第4章 第1節	11(1)イ	配線・ケーブル工事	高圧ケーブルのE-Eタイプは敷設場所に応じて採用とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
68	198	第2部	第4章 第1節	11(2)ア	配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事	電線管種類の選定は事業者提案とさせていただけないでしょうか。（可能であれば、E管を標準とさせていただけないでしょうか。）	要求水準書のとおりとします。
69	198	第2部	第4章 第1節	11(2)イ	配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事	ケーブルラック種類の選定は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
70	198	第2部	第4章 第1節	11(2)カ	配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事	水配管との上空交差について、反する箇所は個別に対策することを踏まえ、「原則として、最上段とする。」とさせていただけないでしょうか。	可とします。
71	199	第2部	第4章 第1節	11(2)ケ	配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事	吊ボルトのサイズについては、国土交通大臣官房庁営繕部監修『電気設備工事標準仕様書』に準拠したものとさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
72	207	第2部	第4章 第2節	４(1)ア（ア）	監視用テレビ（ITV）設備 カメラ及びITVモニター 仕様	カラー（CCD）カメラとありますが、現在では産業用機器など、ほとんどすべてのカメラでCMOSが主流となっていますのでCMOSに変更願います。	提案を可とします。
73	211	第2部	第4章 第2節	5-2(2)ア、ウ、オ	塩化水素濃度計	測定方式をレーザ式で提案した場合、自動校正はなく、ドリフトは±2%／6ヶ月となるため試薬も不要となります。自動校正、試薬を削除、形式を〔　　〕にしていただけないでしょうか。	提案を可とします。
74	212	第2部	第4章 第2節	7	計装用空気圧縮機	雑用空気圧縮機と共用する運用でも可能でしょうか。	可とします。
75	220	第2部	第5章 第2節	1-2(1)エ（オ）	ごみピット、灰ピット、飛灰処理物ピット	「各ピットの汚水槽は、有害ガス発生等に対処した構造及び換気設備等を設置し、容易に点検できるものとすること。」とありますが、飛灰処理物ピットについては、汚水は発生しないため、不要としてよろしいでしょうか。	可とします。
76	220	第2部	第5章 第2節	1-2(1)オ（エ）	ホッパステージ（ごみピット）	腰壁を設けるため、落下防止用手摺は不要としてよろしいでしょうか。	可とします。
77	275	第3部	第2章 第2節	2(6)	搬入管理	見学者へ配慮することを前提として、ごみピットに直接投入（専用投入口を設置）する方法をお認めいただけないでしょうか。	可とします。なお、ごみピットへの投入は、依頼者が退場後に行ってください。その際、見学者等への配慮（容姿が見えない、わからないように工夫）も怠らないようにしてください。
78	添付資料14	―	―	―	敷地関係の条件について	北側の敷地拡大工事範囲の正確なラインが明記されたCADデータをご提供願います。	現在、造成計画中のため、入札公告時に示します。
79	添付資料31_1	―	―	2-2 c	３号橋下受電室	既存のPGS盤(高圧引込開閉器盤)の図面を提示願います。	図面が確認でき次第お送りします。
80	添付資料31_1	―	―	2-3 c	松山中央公園（坊ちゃんスタジアム第一電気室）	他施設様の保護継電器の設定は責任区分が不明瞭になるため、所掌外としていただきますようお願いします。	事業者所掌とします。
81	添付資料31_1	―	―	2-3 d	松山中央公園（坊ちゃんスタジアム第一電気室）	他施設様の盤の改造は責任区分が不明瞭になる上、詳細が未確定のため、所掌外としていただきますようお願いします。	事業者所掌とします。

82	添付資料31_3	―	―	―	松山中央公園　自営線配線図	自営線敷設時、既存埋設物との干渉を避けるため、松山中央公園の埋設物がわかる図面を提示願います。	自営線の配管のほか、下水道管や都市ガス管の埋設工事についても、本市での施工も検討しています。そのため、入札公告時に内容を示すとともに、本事業に含める場合には、図面も併せて示します。